

令和6年関川村議会6月（第5回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

令和6年6月6日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第10号 せきかわふるさとエネルギー株式会社の経営状況報告について
- 第 6 議案第44号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第45号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第46号 関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第47号 関川村地域マイクログリッド設備構築工事請負契約の締結について
- 第10 議案第48号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第49号 令和6年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第50号 令和6年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 同意第 3号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第14 同意第 4号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第15 同意第 5号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第16 同意第 6号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第17 同意第 7号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

-
- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員長報告
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 一般質問
 - 第 5 報告第10号 せきかわふるさとエネルギー株式会社の経営状況報告について
 - 第 6 議案第44号 関川村税条例の一部を改正する条例
 - 第 7 議案第45号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
 - 第 8 議案第46号 関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例
 - 第 9 議案第47号 関川村地域マイクログリッド設備構築工事請負契約の締結について
 - 第10 議案第48号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第3号）
 - 第11 議案第49号 令和6年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）

第12 議案第50号 令和6年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 第13 同意第3号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 第14 同意第4号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 第15 同意第5号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 第16 同意第6号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 第17 同意第7号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 追加日程第1 議案第51号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第4号）
 追加日程第2 議案第52号 令和6年度関川村有温泉特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（10名）

1番	小澤仁君	2番	加藤つや子君
3番	川崎哲也君	4番	近敬志君
5番	近壽太郎君	6番	加藤和泰君
7番	高橋正之君	8番	菅原修君
9番	平田広君	10番	鈴木紀夫君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	加藤弘君
教育長	津野庄一郎君
政策監兼総務課長	野本誠君
地域政策課長	米野哲弘君
脱炭素推進室長	大島祐治君
住民税務課長	田村清洋君
健康福祉課長	渡邊浩一君
健康福祉課参事	須貝博子君
農林課長	渡邊隆久君
建設課長	富樫吉栄君
教育課長	熊谷吉則君

○事務局職員出席者

事 務 局 長
議会事務局主任

河
星

内

信
拓

幸
也

午前１０時００分 開 会

○議長（小澤 仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和６年６月第５回関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いいたします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第１、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、４番、近 敬志さん、５番、近 壽太郎さんを指名します。

日程第２、議会運営委員長報告

○議長（小澤 仁君） 日程第２、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から、本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（近 壽太郎君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る５月30日、令和６年６月（第５回）定例会議の運営について、役場第２会議室において、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催しました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告、一般質問を行い、その後、各議案の上程を行います。終了後、常任委員会を開催し、付託議件の審査を行います。

７日と10日から12日までは、議案調整及び委員長の事務整理日とします。

13日木曜日は午後３時から本会議を開催し、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。

報告第10号の報告案件は、単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑を行い、報告を終わります。
議案第44号から議案第46号までは、条例の一部改正案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第47号は、工事請負契約の締結案件です。提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第48号から議案第50号までは、令和6年度各会計の補正予算案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

同意第3号から同意第7号までは人事案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は5月23日正午で締め切り、7名の方が本定例会議において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会において審査をお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（小澤 仁君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（小澤 仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年4月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり、挨拶の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議員の皆様には大変ご多用のところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

田植も終わりました新緑がすがすがしい季節になりましたが、この後はまた梅雨の季節ということになり、災害も心配されるという季節でございます。気象条件もしっかり確認しながら、万一に備えて、気を引締めて今後も対応してまいりたいと思います。

早いもので令和4年8月の災害から2年を経過しようとしております。これまで各方面から大変なご支援とご協力をいただきました。おかげさまで農地農業用施設や村道林道については、おおむね復旧のめどが立ちまして、今年度で一区切りとなります。

一方ＪＲ米坂線の復旧につきましては、ＪＲと新潟・山形両県をはじめ、沿線自治体が復旧に向けた課題を話し合う検討会議を開いておりますが、その中で先般ＪＲから不採算を理由に、ＪＲ直営を前提とした復旧は難しいとの認識が示されたところであります。村としましては、高校生等の通学手段としてのみならず広域交通ネットワークとして、これは大変重要でありますので、新潟・山形両県、そして沿線自治体とともに今後も協議をしながら、引き続きＪＲに早期復旧を求めてまいりたいと考えているところでございます。

さて本定例会で提案いたします議案は報告案件、条例の改正案件、契約案件、補正予算案件、そして人事案件と13の議案でございます。追って上程の際に詳細についてご説明申し上げますので、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 以上で村長の挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（小澤 仁君） 日程第4、一般質問を行います。

初めに、6番、加藤和泰さん。

最初の質問を許可します。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

4月2日に新たに就任された津野教育長の教育基本方針について伺います。

関川村教育振興基本計画では、4つの基本方針と15の目標が示されていますが、特に4つの基本方針に基づいて津野教育長の考えをお伺いします。

- 1、一人一人の個性や能力を伸ばす教育の推進。
- 2、誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備。
- 3、児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり。
- 4、生涯学び活躍できる環境づくりと文化の振興。

以上についてお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） おはようございます。今ほど加藤議員のご質問に順次お答えしてまいります。

初めに教育振興基本計画にある４つの基本方針に基づいた教育長の考えについてでございます。

本村の教育理念はふるさと関川を愛し誇り、発展させる人づくりでございます。自分のふるさとを愛し、誇りを持つことはとても大切であり、子供たちが自己肯定感を育む基盤となります。少子化、グローバル化など社会の変化に対応しながらたくましく生き抜き活躍するためには、どこにいてもふるさと関川を思い、愛する気持ちを礎として気概を持ってチャレンジすることが求められます。

私は教育長就任する前38年間、主に新潟市で中学校の社会科教師を務めておりました。それぞれの任地、学校区では歴史や文化等の伝統が数多くあり、それを見聞きするたびに感動を味わい発見をしてまいったところであります。

しかしながら、ふるさと関川村のそれはもっと深いものが、味わい深いものがあると常々思っておりました。これは生まれ育った関川村の自然の美しさ、豊かさと重なります。

まずは平成の大合併の流れによらず「小さくてもキラリと光る関川村」を目指し、自立の道を決断し歩んできたこの私どものふるさと関川村をよく理解する、その上で様々な人と関わりながら自分の生き方を主体的に考えていく。自分の生まれ育ったふるさとに愛着と誇りを持てるかどうかは人生に大きな影響を与え、それが村の持続可能性を左右すると言っても過言ではありません。だからこそ私はふるさと関川を愛し、誇り、発展させる人づくりにあらゆる教育資源を活用して、明日の未来を切り開く子供たちの育成に全力で取り組んでいく覚悟でございます。

その上で、基本方針１、一人一人の個性や能力を伸ばす教育の推進では、知、徳、体のバランスが大切です。中でも言葉の力、コミュニケーション力が重要と考えます。読む、聞く、話す、書くことは他者に自分の思いや考えを伝える上で欠かすことができない基礎、基本だからです。ＩＣＴが普及し活用される今だからこそ鉛筆や筆を持ち自分の頭で考え、文章をつづって人に分かりやすく伝える。このことは、社会に出てからも必要な力ではないでしょうか。

また、ふるさとの人、物、事と出会う価値ある体験の積み重ねと、他者と関わり合いながら得る学びは座学のそれとは違い、感動とともに将来生きて働く力になるに違いありません。

次に、基本方針２、誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備では、多様なニーズのある子供たちへの適切な指導支援が欠かせません。特に学校に来られない子供、ハンデを持つ子供たちへの物的、人的のきめ細かな指導、支援体制を継続、強化していく必要があると考えます。誰一人取り残さない、そのためにも村に一つしかない関川なないろ保育園、関川小、中の連携促進を図り、地域の方々の力をお借りしながら地域と共に歩む学校づくりに取り組んでまいります。

次に基本方針の３、児童生徒が安全に安心して学べる学校づくりでは、かけがえのない子供の命

を守ることが最優先です。そのためには常日頃からお互いの違いを認め、互いに尊重し合いながら自らを高めていく働きかけが重要です。幼少時は手を離さず、児童は目を離さず、生徒は心を離さずと言います。子供の小さな変化のサインを見逃さず情報を共有してスピーディーに組織で対応するという危機管理の要諦を指導し、安心安全に万全を期していきたいと考えます。

次に基本方針4、生涯学び活躍できる環境づくりと文化の振興では、子供からご高齢の方々まで生涯にわたって自ら学び鍛えることのできる機会や場の保障は、豊かな人生を過ごす上で欠かせません。幸い関川村には、他市町村にはない文化財等の教育資源が豊富にあり、駅伝大会や放課後こども教室など異世代交流の事業や芸術文化を育て親しむ社会教育において活発にそれが展開されております。今後ともこうした取組を積極的に進めるとともに、関川村発足70周年の節目に合わせて刊行される関川村紙追補編を活用して、先人の足跡をたどるなどして学び合い、将来村の担い手となる子供たちや若い世代が、村の魅力を感じ発信していけるように働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 津野教育長ありがとうございました。

それでは再質問に入らせていただきたいと思いますけれども、社会の変化に対応しながらたくましく生き抜きという答弁をいただいたわけでありますけれども、おっしゃるとおり現代はまさに変化が激しくその変化に強くしなやかに対応できる人材を育成していく必要があろうかなと感じています。

僭越ながら、私自身様々な事業に取り組んでおるわけでありますけれども、地域企業が発展し続けるためには時代と社会環境に適応し、自らが変化していかなければならないと感じています。

そこで基本方針の1、一人一人の個性や能力を伸ばす教育の推進について、今ほどふるさとの人、物、事と出会う価値ある体験の積み重ねと他者と関わりながら得る学びと答弁をいただいたわけでありますけれども、この部分について、現在関川中学校で取り組んでおられる未来のハローワーク事業や職場体験などは、村の企業を学ぶ上で大変有意義な機会と感じています。

また、放課後こども教室も同じく貴重な機会であろうと思います。今後、当村の関川村出身の方々が全国各地で様々な分野で活躍されている方もいらっしゃるわけでありますけれども、こういった方からお話を聞くような機会があれば、またさらに貴重な機会かなと感じているんですけれどもその辺いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。加藤議員のご指摘のとおり、村の持続可能性を考えたときに社会の変化に強くしなやかに対応できる人づくりは極めて重要であると受け止めております。

そのために村内外の様々な職種で活躍している人の生き方に触れたり、実際に仕事を体験したりする学びの保障は欠かせません。本村は令和2年度より始めたキャリア教育と郷土愛を育む教育活動の一環として、地域学校協働本部と学校運営協議会が共催する形で未来のハローワークを関小の6年生及び関川中学校の全生徒に広げ、昨年度から村民会館アリーナを会場に行っております。

これまで地元でお店を経営したり議員として村政に参画したりしている方々のお話をお聞きしました。仕事の内容ややりがいなどを語っていただいたり、実際に製品に触れたり作ったりする体験も行いました。今年度は関川村出身で村上市消防本部に務めている方からのご講話と十余りの事業者の担当からブースを構えてもらい、具体的なお話や体験活動を計画しております。

これからも議員おっしゃるとおり村内にとどまらず、県内外からふるさと関川を愛する気持ちを持って活躍している方を広く求め、子供たちがその人との出会いによって自らを高めていく取組を継続発展させてまいりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 続いて、基本方針の2、誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備についてお聞きします。残念ながら今の日本は雇用環境等の変化から格差が拡大、子供の貧困が社会的な問題となっていることも事実であります。当村においてどのような状況であるか私は詳しく把握はできておりませんが、経済的困難により次代を担う子供たちが様々な体験や教育の機会が奪われ、子供たちの自立に悪影響を及ぼすことになれば、社会経済にとっても大きな損失であります。教育の現場でもこの点については十分な対応が必要な場面もあろうかと思いますが、この点についてお聞きします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 加藤議員のご指摘のとおり、経済的困難により子供たちの間に教育格差が生まれることは社会経済にとって大きな損失であると考えております。

教育委員会では、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して学用品等の必要な支援を目的とした就学援助費の支給や通学バスを利用する児童生徒に対する通学定期券の交付、また、多子世帯への給食費の一部の補助、経済的理由により就学が困難な大学生、専門学校生に対する奨学金貸与などを行うなど、村の次代を担う子供たちの教育機会への均等が図られるように努めており、今後ともこれを継続してまいりたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございました。

次に、不登校の児童生徒への対応についてお聞きしたいと思います。様々な事情で不登校になっているからといって将来社会で活躍できないということではないのではないかと思います。児童生徒への対応、また併せましてその保護者への対応について、教育現場の対応をお聞きします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 不登校児童生徒への対応は、誰一人取り残さない教育を進める上で極めて重要です。

現在、関川小、中でもそれぞれ数名おりますが、当該児童生徒及び保護者の気持ちに寄り添い、全力を挙げてサポートを継続しているところでございます。

具体的には、その予防として教職員と日々の温かい触れ合いと言葉がけによる信頼関係の構築、そのために各種アンケートを基にした学級担任等との教育相談や児童生徒だけではなく、保護者も対象としたスクールカウンセラーによる相談日も設定をしております。

また、欠席傾向のある児童生徒には直接会う、それから即時対応を原則として児童生徒、保護者の信頼関係を築くとともに、学力保障と個に応じた対応を推進することが大切であると考えております。

そのために関川ワンツースリーを徹底することを学校に指導しています。具体的には欠席1日目で家庭連絡をしてその状況を把握すること。欠席2日目で家庭を訪問して学年部でその状況を共有すること。欠席3日目は学校全体で組織的に対応することとしています。

また、長期欠席の場合は、本人や保護者と十分に相談しながら教職員が定期的に家庭訪問を実施して支援をしています。

さらに相談室や保健室のほか、校内に教育支援センターを設けて教科に関する学習を個別に指導したり、自教室とその教室の個室をオンラインで結んで学習支援を行ったりしています。併せて校内で不登校対策委員会を適宜開催し、望ましい対応の在り方を協議しています。

このほか、関川村公民館の図書室に週2回校外教育支援センター、通称陽だまりを併設し前佐藤教育長を1名指導員として派遣をし、サポートに当たってもらっております。あわせて毎月の校長、教育長の懇談会で当該児童生徒の状況を報告させ、確認をして必要に応じて指導しております。

不登校の要因は学校や家庭、本人に関わるものと複雑でございます。しかし、大事なのは教職員をはじめ地域の大人が温かい態度で見守り、時に関わり励まし自立の支えになることが必要かと思っております。そのためにはマンパワーの充実をはじめ、様々な方のお力が必要となりますので、引き続き関係各位のご協力とご支援をお願いしたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 1点目の質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤 仁君） 2番目の質問を許可します。

○6番（加藤和泰君） 続きまして、中学校部活動の地域移行についてをお聞きします。

現在の検討状況は、または今後の移行スケジュールはということで、お答えをお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 失礼しました。お願いします。

次に、中学校部活動の地域移行についてです。1つ目の現在の検討状況ですが、教育委員会では令和6年度当初からこれまでの中学校部活動が、今後段階的に地域クラブに移行することの必要性、その意義などについて学校、PTA、保護者への周知を順次進めてまいったところです。

去る5月27日には関川村地域クラブ活動推進協議会、これを立ち上げまして、中学校の生徒にとって望ましいスポーツ、文化活動の環境の構築を図り、中学校における部活動の段階的な地域移行に向け、地域クラブ活動の在り方や諸問題について協議を始めたところでございます。

次に2つ目の今後のスケジュールについてです。教育委員会では関川村地域クラブ活動推進協議会において、活動の推進計画を策定しその計画に沿って移行期間の最終年度となる令和7年度までに休日の部活動を段階的に地域に移行させ、令和8年度からは休日の部活動の完全な移行を目指します。具体的には令和6年度は既存のバスケットボールやバレーボールなど5つの運動部を9月から月1回の地域スポーツクラブ活動ができるよう態勢を整えるべく、現在、地域クラブの指導者を関川村スポーツ少年団指導者や部活動指導員の候補者として依頼することとしています。

ただし、文化部の吹奏楽部は現在指導者のめどが立っておらず、令和7年度から段階的な地域移行になるものと考えております。今後は、生徒、保護者、教職員のニーズを把握するため、アンケート調査を実施するとともに、村民等に部活動の地域移行の目的、その方法を周知することで本村の地域クラブに対する理解を深めていきたいと考えております。

関川村の地域クラブでは、活動したい生徒が自ら選択して参加し、競技力の向上や試合の勝敗のみにこだわることなく、人間形成を目指した活動機会の確保に努めてまいります。

あわせて、その活動に参加した子供たちが将来地域クラブの指導者として村に戻り、後続く関川村の子供たちを育てるような好循環をつくっていけるよう推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） それではまず初めにですが、私、令和4年の12月定例会議の中の一般質問で、中学校の部活動であれば教育委員会とそれから校長による管理監督が働くわけですが、地域移行となりますと、地域移行された場合の管理責任は地域クラブとして実施主体である各団体が負うことになると思いますと当時佐藤教育長が答弁されたわけなんですけれども、この辺はいろいろ心配な部分もあるんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 今ほどのご質問についてでございます。地域移行されても平日の活動はしばらく学校の部活動として行われますので、その場合は教育委員会と学校の両者による監督責任となります。一方で、地域移行後の地域クラブの責任の所在は運営団体としては教育委員会となり、

実施主体としては地域クラブの各団体が負うということになります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 休日の場合、今ほどのお話ですと実施主体単体がいろんな責任を負うということでありましたけれども、ここがちょっと心配な部分なんですけれども、大丈夫でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 今ほど申し上げましたとおり、地域移行になった折にも運営の団体としては村の教育委員会が推進しているわけでありますので、そこは教育委員会が責任を負うと。実際に活動場面で子供たちを指導しているということについては、そのクラブの団体の責任者が負うということで、いわば両方責任があるという状況の中で、子供たちの指導監督に努めていくということになろうかと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 今ほどのお話につきましては、恐らく国なりが示すガイドライン等々にもまた従ってとなっていこうかとは思いますが、しっかり取り組んでいただければと思います。

次に、同じく令和4年の12月定例会議の中で部活動の地域移行について村民の皆さんはあまり知らないというか、そういうところでありますけれども、村を挙げてバックアップできるような体制を整えるべきではないかという提案をさせていただいたわけであります。その中で広報せきかわ等で村民に趣旨をご説明し理解をいただくという当時の教育長の答弁であったわけでありますけれども、この機会に令和6年度から段階的な移行スケジュールに入ることになっているわけですが、いい機会なのでそろそろ村民の皆さんにも何かしらのお知らせをして協力を仰ぐようなことも必要かなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 加藤議員のご指摘のとおり、既に部活動の地域クラブ、地域への移行ということで報道で耳にされる村民の方々もいらっしゃるかと思いますけれども、その必要性とか意義とかというものについては、十分理解は浸透されていないのではないかなという面も確かにあると受け止めております。保護者や村民の理解、協力を得ながら進めていかなければならないと捉えております。今後、9月の部活動の地域移行の段階的な計画の前までには、どういう手順で進んでいくのか、今ほどございました広報せきかわや場合によっては村のホームページなどで村民にその趣旨、流れ等を説明しながら理解をいただくとともに村に合った制度の確立ということで、様々なご意見をいただきながら関係各位の協力をいただけるように進めてまいりたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） そうですね、実際地域移行の段階的なところに入っていくと、そこに携わっ

て指導されている方々とかそういったところを通していろいろ村民の皆さんの耳に入ってくることもあろうかと思しますので、ぜひ周知をしながら取り組んでいただければと考えます。

続きまして、令和6年度、運動部から態勢を整えていくとの答弁でありましたけれども、現在実在する運動部といいますとバスケットボール、それからバレーボール、ソフトテニス、卓球、柔道の5クラブかなと思いますけれども、これらについては指導者のめどが実際に立っているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今ほどご質問のありました既存の5つの運動部に関しましては、現時点でスポーツ少年団の指導者や部活動指導員、またはそれ以外の方で指導をお願いできるという方がいらっしゃいますので、一応その方々のめどは立っております。これから正式なお願いをするとなっております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 実際めどが立っているということで安心したわけでありますけれども、吹奏楽部はこれからというところなんではないでしょうか。

それでは次に、最初の答弁の中で生徒、保護者、それから教職員等のニーズを把握するためのアンケート調査を実施していきますというお話でありました。実際、休日の部活動の現場で中学校の部活の顧問の先生と休日の部活動の指導に当たる方との指導方針が違ったり、生徒が混乱するような心配がないのか、連携してやっていくことも必要かと思っておりますけれども、この辺りの考えを伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 今ほど加藤議員からのご指摘でございますが、そういった部活動の顧問と地域クラブの指導者とが指導方針でそごが生じたり、あるいはそれによって子供たちが混乱したりするようなことがあってはならないと私も受け止めております。そのためにまず地域クラブの指導者には適宜実際に部活動の様子を見学していただく場を設けてまいりたいと思っております。あわせて部活動顧問と地域クラブの指導者とが指導方針やあるいはそこでの情報や意見を交換するような場や機会を設けて準備を進めてまいりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 文武両道という言葉があるわけでありますけれども、私は少子化によっていろいろ部活動の問題、一般質問してきたわけですが、少子化によって子供たちがスポーツに関わる機会が失われていくというのが一番心配しているわけであります。個人競技、団体競技の違いはあるかもしれませんが、スポーツを通じて学ぶことも大変重要と思っています。前回の質問でもお願いはしたんですけれども、中学校の部活動が今後地域の主体となっていく見通しの中、

地域の皆さんが加わることによってよりよい方向につながっていくような環境整備に力を尽くしていただきたいということも今回改めて要望したいと思います。

また、冒頭お聞きしました津野教育長の教育基本方針につきましては、その決意のほどをお聞きし、大変頼もしく感じております。ぜひ関川村の教育行政の先頭に立っていただき、その力を存分に発揮していただくことをご期待申し上げますとともに、私ども村議会としても次代を担う子供たちがふるさと関川村を愛し、心身ともにたくましく成長できるよう協力していければと考えます。

今回、村の教育方針の礎となる部分、また部活動の地域移行についてお聞きをしましたが、今後の関川村を担うリーダーとなり得る人材の育成ということも必要ではないかなと私感じているんですけれども、どのような取組が求められるのか、これは私自身も今後、またこういった機会に提案していきたいなと考えていますけれども、最後にこの点について、津野教育長、そして議長の許可をいただけるのでありましたら、加藤村長にもこの次代を担うリーダーの育成についての考えをお聞きし、私の一般質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。次代を担うリーダーの育成、人づくりというご指摘でございました。まさに教育は人でございます。その考え方にに基づきながらまずは現在進めている村の学校教育、そしてまた生涯学習につながる社会教育、この諸活動や諸事業の充実を図ると、そしてまた関係各位のご理解とご協力を得ながら教師のみならず地域の皆様方、村民総がかり的に人材を育てていくというそういう風土や環境をつくっていったらいいなと思っておりますし、教育委員会としても全力でまたこれに傾聴していきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。村長。

○村長（加藤 弘君） 今の次代を担うリーダーについてでございますけれども、最近世の中がどんどん変わってきていて、それこそ昔は読み書き、そろばんをしっかりできる子を育てるという、この前、市町村の新採用職員の私講話にも行ってきたんですけれども、そのときも話したんですが、昔は例えば役場の職員採用するときは、しっかり読み書きできる、理解ができる、対応がしっかりできるという人たちが採用されてきた、それは大事なんですけれども、今A Iとかどんどん進んできて、ものの記憶力いいなんてあまり大して役に立たなくて、様々な情報をどう取捨選択をして将来どういうビジョンを描くとか、あるいはその選択肢の中でどういう構想を持つかというような構想力だとかそういうことがすごく大事になってきていると思っています。

そんな中で、教育の中では落ちこぼれをなくすという教育も大事ですし、もう一方でとがった個性をどんどん伸ばしていくということも大事なのかな、それは例えば文化スポーツでとがっている人はそれをどんどん伸ばせばいいわけですし、議員のように企業家なさって、要は産業振興等にすごくノウハウがある方はそれを伸ばしていけばいいかなと思っております、様々なそういう個性

のある方々が地域におられることが村の活性化になると思っていますし、行政としてはそういった方がおられればどういう形かは別としてもバックアップをして、それぞれ関川村にこういう方がいるんだくらいの方々が様々な分野の中で創出されればそれは一番ありがたいし、我々としてもしっかりそういう方々に対してはサポートをしていきたいなと思っているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。これで加藤議員の一般質問を終わります。

次に、9番、平田 広さん。

○9番（平田 広君） 9番の平田です。

私は3点について質問をさせていただきます。

1点目、生産年齢人口大幅減、村の創生はということで、人口減少の克服は極めて困難と思うが、ただ手をこまねているわけにはできません。先般、国立社会保障人口問題研究所が推計した2050年時点の15歳から64歳の生産年齢人口を見ました。2020年と比較すると県内の市町村では減少幅が一番大きいのは阿賀町で、次に減少幅が大きいのが関川村です。当村は2020年が2,458人から2050年には874人と推計され、減少率は64.4%の減となっていました。

人口減少は全国的な傾向ではありますが、あらゆる分野において人手不足が深刻化しつつある状況です。人口減少と共生した村の創生をどのようにお考えか村長の考えをお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 平田議員のご質問にお答えをいたします。

人口減少が全国的に進んでおりまして、あらゆる分野で人手不足が深刻化しつつあることは、議員のご指摘のとおりでございまして、そのため国や県、市町村を挙げて様々な少子化対策等を進めているところでございます。当村ではここ5年間を見ますと毎年160人程度の人口が減少しており、若者を中心とした転出に伴う社会減、それが生まれてくる子供の数の減少という自然減にも影響するという構造的な問題を抱えていると私は認識をしているところです。

このため若者対策が重要であり、子育て支援やあるいは定住移住支援、魅力ある村づくりなどを進めてまいりましたが、子供たちが村に誇りと愛着を持ち続けてもらうための教育やそれを支える地域活動、これも即効性はありませんが重要であります。

加えて、新しいものを受け入れるのに肝要な村の風土づくりをはじめ、若者が選んでもらえる村、村から離れた若者がUターンしたくなるような村づくりを今後も粘り強く進めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田 広さん。

○9番（平田 広君） それでは再質問させていただきます。

報道でいろいろ見ていると、山菜で村おこしをしたとか、あるいは圃場整備をして農家がそこ

に今、農業をしやすい方法で圃場整備を進めるとか、あるいは住宅の造成、そしてまた独身住宅、村にもあります。7戸ありますけれども、その7戸には年齢制限があります。50歳になったら出てもらうという年齢制限があるんですけれども、それらをもっといっぱいするとか、この前建設会社の人と話をする機会があったんですけれども、もう人がいなくなっている、人材がいなくなっているというようなことで、もう小さい会社は統合したりなんかをしなければ生きていけないよということを話していました。今回、村長が持ってきた期待されておりますけれども、脱炭素事業については温暖化対策として世界的にも早急に進めなければならないものであります。

日本は欧米などの先進国に大きく遅れを取っており、国策として緊急に取り組まなければならない重要な事案であります。その中で関川村が国の選考地域に選定されたことは大変よろこばしく、村長の手腕のたまものであると判断しております。

私はこの事業が時勢にあったものであると大賛成なんですけれども、ただ、村長の説明を受ける中で一つ気になることがありました。民間であればこのような採算を取れるか分からないようなこういう事業はやりませんよと、行政だからできることですよというようなことを言われたんですけれども、それがちょっと気になりまして、理由は、行政であれば補助事業でやるし、かつ村の独自の資金の部分半分であれば、それは今度起債でもって対応できるというようなことの意味だと理解しました。

過去を顧みますと、スキー場や畜産団地、道の駅での施設等の導入に、職員や村民も歓喜したところなんですけれども、10年か15年くらいまでは運営も順調でしたが、その後、運営も厳しくなってくる村のお荷物になってくるのを見てきました。スキー場であれば、10年くらいはお客さんいっぱい入って収入があったんですけれども、その後は時代の変化で入り込み客が減ってきて村のお荷物になったという格好ですね。

畜産団地については、関川バイパス、そこにほとんどの業者いたんですけれども、もうそれがネックになっていて、それをどこかに移転しなければならないということで、大きな畜産団地の事業を今着手したわけなんですけれども、当時は牛のとか豚もそうですけれども値段もよくて大変よかったんですけれども、それも衰退してしまっているという格好です。

道の駅の関係でも、当初は村の向こうは田んぼだったんですけれども、今現在のような格好になりまして、アチャーロとかあるいは今ゆ〜む、これも大きな赤字ですね。毎年1,500万円、1,000万近く村が出しているような格好ですけれども、そんな格好になってきているというのが現状です。

そんな中で、今、第三セクターの会社で、太陽光発電の導入の関係で今大きな課題をクリアすることができたんですけれども、畜産団地での風力発電、畜産団地は太陽光で実施するというようなことを聞いていましたけれども、大変ありがたいことなんです、これひとえに今、加藤村長の手腕のたまものであると、私は思っております。

私が心配している民間ならこのような事業には取り組めないよということと、行政だからできるようなことを言われておりますけれども、私の心配を払拭していただきたく、村長の考えをお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めますが、平田議員、質問は簡潔にお願いします。

答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 民間ならやらないけれども行政だからできるという、私が発言した趣旨ではないんですけれども、もし私がそれをしたときに考えますと、要は民間はいかに経営資源をもうかる分野に投入するかというのがすごくミッションになっていて、行政の場合は公益性だとか究極的には住民の満足度向上のためにどのような行政資源を導入するかということになると思うんですけれども、こういうちっちゃな村の脱炭素事業ということが民間の注力する対象になるかということ、なかなかそれは多分ならないだろうと。むしろもうけのあるところに資源を導入すると。多分そういう意味と、もう一つは国が音頭を取って国費をどんどんつぎ込みながら脱炭素の推進を進めていこうという中で行政が進めるわけですから、それによっていわゆる民間じゃ赤字になるようなものについても、公費をどんどん国の予算をつぎ込むことによって、進めることができるという意味において、行政と民間、民間ならやらない、民間というのはさっき言いましたように、どんどん投資していかに利益を得るかという発想ですから、そういうことはしないんだろうけれども行政ならやれるんだと、むしろやる意味があるんだという趣旨かなと思っています。

ただ私三セクつくりしましたがけれども、この三セクずっと村のおんぶにだっこの三セクとは考えていなくて、様々な事業を進める中で黒字にして、できればもう一般企業として独り立ちできるような、将来的にはそういうような企業に育てられればなと思っていますところでございますので、要は後々にツケを残すことのないような対応をしていきたいと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） 再質問させていただきます。

これからも人口減少が進行していくだろうと思いますが、働ける人材も減少します。今後は、国からの地方交付税も減少が考えられます。今はコロナの関係で逆に増えている格好でしたけれども、今後は減ってくるだろうというふうに思っております。村の創生には脱炭素だけでなく、ほかにも多くのやるべきことがあると思います。それで私は、正職員105名おられますし、会計年度任用職員78名、計183名の皆さんが役場の職員として今働いているわけです。ほかに社会福祉協議会や自然環境管理公社といった職員もおられます。この職員の皆さんから、この難局を乗り越えていくために村はどうすればいいのか、アイデアを募る考えはないか村長に伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 村をこれから元気にさせるためにどんなアイデアがないかと私も常々、目を

光らせているといいましょうか、様々な情報誌で全国の自治体の動向をチェックしたりとか、あるいはまた様々な集会等々で住民の方もあるいは民間企業の方からもいろんなアドバイスをいただいております。今ほどお尋ねの職員とかにアイデアを募る考えないかというお話でしたけれども、私が村長になる前の平田大六さんのときに職員アンケートか何かしたのがありました。私になってから職員の意向調査といいましょうか、今の仕事の満足度であったり、自分の意見を出す調書を毎年出してもらっていますけれども、それがいいのかあるいは個別にやるのがいいのかありますけれども、実際職員が仕事をしていながら、村のこういうことやいいのになと思いつつ進めている職員もおられるかもしれませんので、形はどうするかは別にしてそういう機会が設けられることも必要かなと考えております。

社会福祉協議会や管理公社にまではまだ思いはつきませんけれども、まずは職員の意見があれば募集をしてみたいなと思っているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） ありがとうございます。1点目は終わります。

○議長（小澤 仁君） 2番目の質問を許可します。

○9番（平田 広君） 2点目のふるさと納税の更なる拡大に本腰をとということなんですけれども、全国的にもふるさと納税は、拡大傾向にあります。県内では、長岡市や三条市、阿賀町、弥彦村等、湯沢町も新聞に前に出ていたんですけれども、これふるさと納税の飛躍的な拡大が目につきました。4市町村とも返礼品として人気があるのは圧倒的に米であります。米がふるさと納税を牽引しているとのことでもあります。当村の基幹産業は農業でありますし、米です。郡内でも特においしいと言われている米をもっと活用するとともに、収穫体験やイベント等が返礼品を拡大し寄附金額のさらなる拡大を図ってもらいたいと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） ふるさと納税をさらなる拡大に向けて本腰を入れろと、そういう激励だと思っております。ふるさと納税は村の一般財源の確保という側面のほかに、村のPRや村内経済の活性化などにつながることから、これまでも村として力を入れてきたところであります。令和5年度の寄附額は件数で2,178件、金額で4,508万円となり、その内訳としましては、肉が1,071万円、温泉旅館の宿泊券が799万円、日本酒が796万円、米が549万円、猫ちぐらが539万円と、主なものはこんな状況になっています。米につきましては、令和4年度に比べますと倍増いたしました。まだまだ金額的には少なく、伸び代が十分ある商品だと考えています。

私としては、ふるさと納税の寄附額を当面は1億円ぐらいまでは引き上げたいと考えておりまして、その実現に向けて、今後新たな返礼品開拓等のための調査を委託事業として実施をしますとともに、現在どうしたら寄附の増加につながるかということで、ポータルサイトの方に分析を依頼

をしているところでございます。

今後こうした調査や分析結果に基づき、体験メニューも含めた返礼品の開拓や見直し、魅力的なPR方法など、寄附の増加に向けた取組を進める予定でいるところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） 4市町村が米が返礼品の主流だと言っているんですけれども、それと比較すると、米が本当に今、関川村はあまり出ていないと感じます。

阿賀町では90%が米だと言っていますし、弥彦もそうですね。そういうこれが関川村と何が違うのか、要因はどこにあるのか、袋のデザインとかあるいは品質、量、価格などが分析、これは分析していいところはまねしてもいいと思うんですけれども、その点について村長どのようにお考えかお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 4市町村の返礼品が米だと、おっしゃるとおりですし、私どもの関川村のお米も今日の新潟日報にもでかでかとおにぎりのあれが載っていましたけれども、本当に誇るべき関川産の岩船米ということですから、商品として負けることはないなと私も思っております。

議員がおっしゃったとおり、他の市町村と返礼品等の状況については、またちょっと担当課長からも説明させますけれども、まずはやはりうちの村の知名度あるいはそういうものを上げなければなかなかできないのかなと思っておりまして、この前もうちの職員と話したときにも、やはりロコミ件数が多いところはやはり見るよね、ロコミ件数がないところは見ないよねという話もありましたので、その辺も含めてどういように知名度を上げるかということが課題になるかなと思います。ちょっと4つの市町村と村がどう違うのかとかその辺については、担当課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどの議員の質問を補足説明させていただきます。私も他市町村のふるさと納税の返礼品の状況をホームページ等で確認したんですが、例えば米の量であったりだとか、例えばふるさと納税の金額については、他市町村と大きい差というのはそれほどありませんでした。ただ米の品質について、今ほど村長も説明がありましたけれども、当村のお米は自慢できるものであると考えていますし、まず一番最重要としては認知度のアップ、まずメディアへの露出、取り上げていただくだとかあとは例えば関川村の米をイベントだとかいろんな機会でも食べていただく、まずそういう機会の創出というところが大事なんじゃないかと思うので、まずはそこに力を入れていくことが必要だと思います。

また、議員がおっしゃるとおり他市町村のいいところは村でも取り入れていきたいと考えております。以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） ぜひ伸ばしていくようにお願いします。

先般、出雲崎町で新町長になった仙海町長の公約だったんですけれども、ふるさと納税を10倍に増やすことを公約に掲げました。地域経済の活性化や雇用の創出、町の自主財源の確保を訴えて当選をされました。ふるさと納税は、単純に計算しますと返礼品はもらった金額の3割以内に抑えなさいという規定がございます。残りは7割、これ単純計算ですけれども自由に使えるお金ということで7割があるわけですけれども、その7割もそこからいろいろ諸経費があつたりして引かれても半分ぐらい自由に使えるお金というふうに聞いております。

今現在、ふるさと納税において関川村は県内30市町村のうち25位というような下位の状況に甘んじているわけですけれども、それでも三、四年前に比べれば上がったなというふうには感じます。他自治体に負けられないようなさらなる拡大を本腰を入れていただきたいと思っているんですけれども、資料の中では燕市が今新潟県でトップですね、燕、南魚沼、三条市、これが年間50億を超えているという状況。胎内市が21億3,000万円、村上市が5億1,400万円、先般の副市長新たにになりましたけれども、そこでは6億というようなことを話しましたけれども、多分前年度の関係でないかなと思っています。町村では、湯沢が7億3,100万。弥彦が6億6,000万円、阿賀町が6億1,000万円という状況です。聖籠町が3億1,300万ですけれども、これを10倍にするとやっているんですが、10倍になりますと31億3,000万になるわけですけれども、そういう状況で当選されたんですが、これについて村長のお考え、拡大するに当たって、うちの村ももっともっとうこういうふうな格好で拡大していくという強い答弁がいただきたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） これから村の人口もどんどん減っていくということで、村が持続可能な行財政運営していくという意味においても、多分国の交付税もどんどん下がっていく中でどうやってこの村の活性化を図るかとか、それには要は安定した財源の確保というのはすごく大事になってきます。これはふるさと納税で賄えばいいかという話は別ですけれども、でもふるさと納税が増えるということはそれだけ様々な裁量の余地も出てきますし、様々な施策を打てる財源にもなります。そんなこともあつて、私が村長になったときにはたしかふるさと納税の額が四、五百万ぐらいの額だったんですけども、もっと増やさなきゃならないということで取り組んできました。なかなか内部でのもう限界がありますし、今民間から来ている方に相談をしたり、あるいはポータルサイトの方にアドバイスをしてもらったり、また委託をしてどうやってもっと増やすかというのは、予算いただいて委託をするということも含めまして、あらゆることをやりながらふるさと納税の財源を増やしたいと。返礼品にもすばらしい商品がいっぱいあればいいんですけれども、うちの村は何といてもやはり米がメインになると思いますし、他の市町村に負けるものじゃありませんから、そこを積極的に売れる方向でぜひ議員の期待に応えられるようにしっかりふるさと納税増やしていきたい

なという思いであります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） 2点目の質問はこれで終わります。

○議長（小澤 仁君） 3点目の質問を許可します。

○9番（平田 広君） 3点目ではありますが、若手職員の退職や育休取得状況はということで、報道では安定した収入で人気だった自治体職員の退職が約10年で2.2倍に増加しています。20代、30代の若手職員が全体の3分の2を占め、若手職員の退職者増加が鮮明になっているということでした。その理由は、待遇への不満や、業務量の増加が影響しているとのことで、住民サービスの低下や組織弱体化が懸念されるというものでした。全国的な傾向とのことでありますが、町村の職員の退職状況を伺います。

また、職員男女別の育休取得状況についても伺います。よろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） まず若手職員の退職状況でございますが、定年退職を除きまして申し上げますと、令和元年に3人、2年度に2人、3年度に6人、4年度に3人、5年度に4人という状況でございます。理由につきましては、他への転職、体調不良、家族内の事情、結婚など様々でございます。

次に育児休暇の取得状況につきましては、過去5年を見ますと、女性では対象となった6人全員が取得しており、取得年月数はおおむね1年から2年でございます。男性につきましては1人が2か月間取得をしたという実績がございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） 今の村長の答弁ですと、男性の職員の育休、あまり少ないのかなと感じたんですけれども、人数から見て、それで一般的に職員として育つには約10年かかると言われています。当然職員に入って転勤等もあって回って、その全体を見るということもあると思いますけれども、言われていますが、その点、村はどのように受け止めているのか。引き止めでもいいし何とか辞めないような方法をどういうふうに考えているか、その辺教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 採用して結構早く職員が退職するというのは、これは本当に自治体だけでなく民間企業も含めて悩みの種です。企業も、ある企業の社長さんとお話ししましたが、もうすぐやめちゃうと、県や国とも職員採用の話しますと、もう平気でやめちゃうということで、先日も採用職員、私、村長室で話をして、何か分からないことあれば上司や先輩に聞いてくれと、あんまり抱え込むと体によくないからと、そんな話もこの前していましたが、課全体でも、私課長にも言っているんですけれども、異動した職員とかあるいは新採用の職員というのが分からなく

て悶々とする状況があるので、十分そこは目配りをして声をかけるなどしてくれということをしています。そうはしているんですが、ただ平気で辞めるといいでしょうか、ある一定の年齢になった方は村役場にご迷惑かけるので、来年の3月末で辞めますからとあらかじめ仁義に送ってきて、採用計画もあるでしょうからと、そういう方もおられるんですけども、もう突然辞めるという方もおられまして、その状況、我々とすればそういった職員が現状どんなことを思っているかというのは課長を通じて把握をして、できるアドバイスをしていきたいなと思っているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） 男性が育児休暇を取る場合、何日間というのはあると思うんですけども、上限幾らまでいいよと。

○議長（小澤 仁君） 平田さん、これ制度の内容になりますので、ちょっと一般質問の再質問としては取り上げにくいかなと思うんですが、聞きますか。

答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） お答えいたします。男女これは共通でございますけれども、まず出産から順番にいきますと、出産の前と出産前の6週と出産後の8週が助成になるわけですが、産休になると、その後子が1歳へ達するまでは手当のある休みとなって、理由があれば1歳6か月、さらには子供が2歳になるまで延長できるということになります。またさらに、3年までは延長できるという制度になっております。その間、無給になる期間もありますけれども、制度上はざっくり言えばそんなことになってございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） 新聞報道の関係見ますと、女性の場合、民間であれば9割は育休取るけれども、産前産後の産休を取るけれども、育休については人によってその長さとか違ってくるし、1割の方は取らないという、やはり生活の関係もあるのかなと感じたんですけども、男性の場合は、やはり周りを気にして取らなかったり取れなかったりしているようなんですが、民間でいい会社はやはりそういう育休を男性にも必ず取らせるというような格好にしているところもありますし、そういう断念しないような今の答弁の格好を見ると、あまり男性の場合は取得する人が少ないというふうに感じますので、育児休暇がしっかり取れる、村でもしっかり取れる、そんな職員に優しい環境整備に取り組む姿勢を伺って私の質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今はどこも男性も育休を取るのが常識になっていますし、無理やり取らせるわけにはいきませんが、行政サイドのほうが取りにくい環境にならないように、そこは十分配慮していきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

では、ここで休憩をします。11時30分まで休憩します。

午前 11 時 18 分 休 憩

午前 11 時 30 分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩を閉じ会議を再開します。

一般質問、次10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。私からはまず初めにジビエについて質問させていただきたいと思います。

近年、温暖化の影響と思われる暖冬、小雪により本来いなかったイノシシ、鹿などの有害鳥獣が増えています。現在、鳥獣を狩猟した場合、ハンター個人が食を楽しむことしかできません。これは食品衛生法上許可を得た専門の食肉処理場において処理されていない食肉は、市場流通させてはならない法的な縛りがあるためです。そこで、村内に処理場を整備し、ジビエ肉として流通させ、村外の旅館業や飲食業の集客アイテムとしての活用やジビエ肉加工により、道の駅などの地元特産お土産としての販売など、活用の幅が広がります。何よりハンターの狩猟へのインセンティブは、ハンターの高齢化問題や有害鳥獣対策の一助になるものと考えますが、ジビエ処理場の整備について、村長の考えを伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。有害鳥獣対策につきましては、村営会でもこれまでご指摘をいただいているところですが、ご指摘のとおりイノシシ等の有害鳥獣は全国的にも年々増加をしている状況にあります。ジビエの活動は、ご提案のとおり有害鳥獣の駆除の推進に加えジビエの加工販売など、産業振興の面からも大変有益な取組であると認識をしています。しかし、ジビエの処理場を整備するに当たりまして、まずはこの事業の実施に必要不可欠であります、専門知識を有する猟友会の皆さんやあるいは食肉加工事業者の方々が、まず中心になってこの機運を盛り上げていただいて、その構想をぜひ練り上げていただきたいと思っております。村としましては、議員がご指摘のとおり大変有益な事業だと考えておりますので、設備の導入などについて、必要な財政支援を含めて支援をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 大変前向きな答弁をいただきましたけれども、先ほど答弁の中に、猟友会または関係業者が中心となり機運を盛り上げというような答弁でございましたけれども、私自身猟友会の末席を汚す身でございまして、ジビエについていろいろと話し合いはしておりますけれども、食肉加工、または猟友会、機運は十分盛り上がっているなと考えております。そこで、あとは一番問題になる部分、最終的には財源の問題になってくるのかなと考えておりますが、財源について支援

をするというような答弁でしたけれども、猟友会、また加工業者、販売業者なりを入れて、またその行政に入って同じテーブルでそろそろ協議してもいいかなと思うんですが、村長、お考えはどうでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 猟友会のほうで大変盛り上がっているということでしたら、そういう枠組みの中に行政も参加しようとなれば積極的に参加させていただきますし、あと財源につきましても、国の制度、県の制度、有効に使えるかどうか、それも含めましてその辺の支援ができればなと思っていますところでは。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 国の支援、県の支援等の使えるものあるかどうか調べて、大体それが分かった時点でぜひ声をかけていただきまして、一度そういった場を設けて話し合ってみたいと思いますが、実際いつ頃、そのテーブルを設けるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 機運が盛り上がっているということであれば、まずは顔を合わせながらどんなことをするのかということになると思いますから、関係者の方々の意見を聞きながら、決して先送りするつもりはないので、農林課が中心になって、それこそ議員のほうとも連絡取り合いながら日程等も決めていければと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 産業振興の面からも大変有益なというようなご回答でしたけれども、飲食業、または旅館業、非常に地元産の例えばぼたん鍋でしょうか、そういったものを提供できるようになれば、非常に集客の一つの手段になるのかなと考えておりますが、ただ、それは地元でそういったすぐ処理できる場所がないと、距離的に1時間も2時間もかけて食肉加工場まで持っていくとなると、非常に時間もかかるので食望落ちてしまうと、食味も落ちてしまうというようなことですので、ぜひとも村内に短時間で処理場に行けるような距離につくっていただきたいなと猟友会とともに協力しながらつくっていききたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、1番目の質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 2番目の質問を許可します。

○10番（鈴木紀夫君） 2番目の質問、村職員の村民採用枠新設についてです。昔に比べ村外から通勤されている村職員が目立つようになりました。より優秀な人材の登用や関係人口の観点から見れば、何ら問題のないことですが、防災面や地域内経済循環の観点から見ますと、村外に居住する職員がいいように思います。また、地域担当職員の活動もより一層地元に着した活動になるのではないのでしょうか。そこで、これから村職員の次年度採用の募集時期となりますが、採用予定人数に

村民限定枠を設け、村民の採用比率を上げることは可能かお伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 村職員の村民枠新設についてでございますが、毎年の採用者数は退職者の数を補充する程度の募集にとどめておりますので、少人数の採用枠となっております。また近年は、職員の採用募集に村内からも村外からも応募が少ない状況にあり、応募者数が少ない中で採用に大変苦慮をしております。こうした状況の中で、有能な職員を確保するためには広く公募することが肝要であり、村民枠の設定は難しいのが現状でございます。村民の皆様には村行政について関心を持っていただき、就職先の候補としてぜひ村の職員を選択していただきたいと願うばかりでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 再質問させていただきます。今現在、正職員が113名、会計年度任用職員は58名ではありますが、正職員の採用試験、この6月の広報お知らせ版でたしか4名、今回は新採用枠ということで、そのうちの1名でも村民の枠というんでしょうか、試験内容も行政が決められるというようなことですので、ぜひともそういった1名ないし2名のそういった枠というのはつくれるのではないかと思いますので、どうでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 試験問題につきましては、今、市町村共済組合のものを採用しております。これ独自のものもやれないことはないというところでございますが、その本質のご質問でございますが、その村民枠につきましては、村長、先ほどご説明したとおりでありますし、実はハローワークにもどうかねということでお聞きしたことあるんですが、答えとしては公正採用の面から、公正採用というのは、応募した方の知識、能力であるとか適正であるとか、そういった以外のことで採用基準を定めるのは法的には縛りはないけれども好ましくないというような見解もいただいております。それから繰り返しになりますけども、そもそも採用しようとする人数が少ないので、その中で具体的に何名を村民枠というのは難しいという事実的な現状もあるというのが実態でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 先ほど申しましたように職員113名のうち村内出身者が77名、村外が36名、率にして30%が村外から採用されているという今現在の居住が村外になっているということです。一昨年の災害のとき、災害の情報収集の際、いろんな情報が役場に集まってきたと思いますが、そのときに地元の方は割と屋号か何かで、例えば下関の桶屋の井用のうちの前が崩落していると。また下関の中橋屋さんの脇の川があふれていると、これ多分よそから来ている人は何のことか分からないと思うんですが、多分今ここにいる方は分かる方結構いらっしゃると思うんですけども、防災面

でやはり中身までずっと入ってきて地域のことを理解されている地元の方が非常にいいのかなと思っています。この防災面から勘案しましても、非常に地元住民、地元採用が非常に望ましいと思いますが、防災の観点からの採用の考え、お聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 例えば、今、議員おっしゃったとおり防災専門員みたいなそういう職を設けるという場合には、それなりに地域限定する意味はあると思います。ただ、今現在募集していますのは、一般に福祉もやり建設もやり観光もやりという職員を募集しているわけですから、例えば4人のうち2人を村の枠、それ以外はとなったときに極論ですけれども、村の村外でもあるけれども村の仕事をしっかりやってもらう優秀な職員が、例えば村外に3人いて、残念ながら村の枠の職員が防災の観点ではいいけれども、これ職員を採用することはもう30年、40年ずっと役場が責任を持たなければならない職員ですから、やはりその適性というのをしっかり見極める必要があるので、議員のおっしゃっている趣旨はよく分かるんですけれども、その中で枠をはめてしまうということは、将来の村の行政運営を担う職員が上手に配置できるかどうかちょっと疑問があるので、ちょっと難しいのかなというのが私らの考えでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） まさにそのとおりだと思います。村外の生まれ、村外育ちで村外からここに採用されて、ここに地元に住んでいただける職員があれば、非常に最高であり、村にとってはその方の地元の家族などの関係交流などもできるわけですから、人口増として考えた場合でも非常に有効だと思っています。一番悪いのはその逆で、地元採用、地元生まれ地元育ち地元採用で採用されたにもかかわらず、村外に転出してしまうと、そういった方はいないとは思いますが、そういった方が一番駄目なのかなというふうに思っております。できれば、この採用もそうですけれども、職員が村外に転出するようなことがないような施策もひとつここにも盛り込んでいただきたいと思いますと思っておりますが、お考えはございますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 住居地をどこで選ぶかというのはこれ自由でございますから、それに差別をするような施策というのは果たして憲法上許されるかどうかちょっと私は今判断できませんけれども、少なくとも職員が役場の職員ですから、転出している場合も様々な事情があります。どうしてもそうせざるを得ないような家庭事情もございますし、様々な事情がありますけれども、極力村の職員ですから、村で生活してもらうというのは私も議員と思いは一緒です。この議会答弁の議事録が職員の中でよく見ていただいて、なればいいかなと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） また私の質問の中に地域の活性化という部分もございますが、地域担当職員

もコミュニティー単位で配置されておるということで、下関の敬老会、実はこの9日の日曜日にございますけれども、前日から準備または当日の対応ということで、この村職員の担当職員が手伝ってくれるということで、非常に地元も助かっているわけですが、やはり地元にいるとそういった協力もできるし、例えば書類だとか何か頼み事、プライベートの時間で仕事するのは本当は望ましくないのかもしれませんが、そういった作業もできると、俗に言う融通というやつだと思わなければならないけれども、非常にそういった職員が多いと住民も非常に助かるというようなことで、こういった担当職員の仕事枠をもっと大きく裾を広げるというようなことは考えておられますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 地域の担当制をそもそも設けましたのは役場の職員であって、役場の集落で仕事をしている人は地域の結構主体的な役を担っていると。ただ、住んでいるところが村外の人たちは、そういった様々な行事もほとんど関係ないと。そういう職員のバランスはそんなんでもいいんだろうかと。やはり村の職員である限り、どこに住んでいても村のことを思ってもらおうというのが必要だろうということで、村外に住んでいる職員も地域担当制でそれぞれの担当を配置をしたということで、まずは村の職員であるという意識をしっかりと持っているためにその制度を設けたところです。その担当正職員が今後どのように発展していくかとはまだ先が見えていないんですが、できるだけ村内、村外にかかわらず地域の様々な行事に参加できるような形に、どんな形になるのかと、それはちょっと考えていかなきゃならないと、今私がこうしますという原案を持っているわけではございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 地域担当職員の今後の裾野の広げ方について、また今後検討していただきまして、またよりよい住民と行政との絆というのを深めていけたら自分も幸いと思っておりますので、今後も進めてもらいたいとお願いいたします、自分の質問を終わらせてもらいます。

○議長（小澤 仁君） 答弁必要ですか。

○10番（鈴木紀夫君） いえ、必要ないです。終わります。

○議長（小澤 仁君） 鈴木議員の一般質問を終わります。

これから休憩に入ります。13時まで。

午前 11時52分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第4、一般質問の続きから。

2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 加藤つや子です。お願いいたします。

最初に、村の高齢福祉サービスは充実しているかということを質問させていただきます。今年の3月に関川村高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画が作成されました。関川村は人口減少とともに、高齢化率が45%を超えております。高齢者の単身世帯と高齢者夫婦世帯も確実に増加していることが分かりました。今後、終の棲家とする住まいの問題も懸念されてまいります。自分事として考えたときに将来にとっても不安を感じております。

そこで、以下のことについて伺います。

1つ目、現在介護サービスは十分に提供されているか伺います。また必要なサービスが不足していないか伺いたいと思います。例えば、村にないサービスつき高齢者住宅など。

2つ目、介護の担い手不足も大きな問題となっております。村では、介護従事者や介護事業所への何らかの支援を考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤つや子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、介護サービスは十分に提供されているのかとのご質問でございますが、現在、村内には介護サービス事業所が18事業所、高齢福祉施設が2か所あります。村の事業所数は、人口当たりで比較いたしますと、国や県の平均よりも充実している状況にあり、サービス不足であるとは考えておりません。また人口推計では、今後高齢化率の上昇が見込まれるものの、高齢者人口の絶対数は減少してまいりますので、これ以上の施設整備の必要はないものと考えております。なお、サービスつき高齢者向け住宅は村内にはありませんが、類似する軽費老人ホームであるケアハウスがございますし、介護医療院など村内にない介護サービスについては、近隣の施設を利用することが可能となっております。

次に介護従事者、介護事業所への支援についてですが、村では令和5年度に介護事業所への支援として電気料高騰対策補助金を交付した実績がございます。介護従事者への支援は考えておりません。これまで具体的な支援を村に求める声もございませんが、令和4年度に村が実施した介護人材実態調査では、半数の事業者が介護従事者不足を懸念しているという調査結果が出ております。これに対し村では、新潟県で行っている介護人材確保対策関連事業の紹介などを行っております。村としましては、今後もサービス事業所のニーズ把握に努め、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 今ほどの答弁をいただきまして、サービスは十分整っているということで安心はいたしました。しかしながら、ケアハウスのお話を先ほどいただきましたけれども、現在村外の人が半分という利用状況ということでございますが、村民がいざ使いたいとなったときに、そ

の枠はあるのかどうか、これについてとても不安でございます。これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 今ほどのケアハウスの現在の状況でございますけれども、30部屋のところ現在4部屋が空いているというような状況でございます。これは変動するところでございますけれども、最近はなかなか利用する方が減ってきているのかなというような状況でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） それではその空いている部屋を必ず1つとか2つ確保しているということではないのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 必ず1つ空けとくとかというそういうルールはございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 今後はやはり緊急時等を勘案したときに、村のほうで1部屋空けておくというようなことを考えてもいいのではないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 民間事業者が行っている事業でございまして、村のほうでそれを確保するという事は難しいのかなというところでございます。なお、ゆうあいほうのまたサービスは少し違いますけれども、居宅事業ということでもありまして、そちらのほうも部屋が現在空いている状況でございますので、そういった緊急のときにも村内に限らず近隣ですとかそういった施設にもいろいろと照会をかけて、できるだけ早く対応できるようにということで現在は職員のほうも対応しているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） それではそういったときに早急に対応できるような体制を取っていただきたいと思います。

もう一つ質問させていただきます。豪雪時とか雪下ろしや除雪が困難な高齢者世帯等があると思うんですが、そのような方たちの冬の宿泊施設としてケアハウスを利用できるわけではありませんので、そういった場合はどのように村では先ほどのゆうあいの居住を利用するという形で考えておるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） ゆうあいのほうも利用はできますけれども、そのほか高齢者で心配な方は、冬季間だけ冬場だけ短期入所ということで施設に入られる方もいらっしゃいます。その方の介護度といえはよろしいでしょうか、それによってまたつなげていけるサービスがいろいろ変わ

るわけでございますけれども、村のほうに相談があったときには、そういったところも状況を見ながら利用できる場所につなげていくということで行っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） それでは2つ目の質問の中で介護従事者、それから介護事業者への支援は今のところ具体的な支援は考えていないということでしたけれども、介護従事者等の負担の軽減を考えて、安全な対策として介護にタブレットや見守りセンサー付カメラなど、デジタル技術を導入しているところがあります。このようなものを導入するための経費はかなり高額になると思っておりますが、その辺に補助金を出すというお考えはありませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 先ほど村長の答弁の中でございました県で行っている補助事業の中で、そういったICTの対応ですとかあるいはベッドから起こして車椅子に移すとかというロボットとかそういったものも対象になってございます。まずは県のほうの事業を使っていただきたいというところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 村単独での補助はないということで理解したいと思います。これで1点目の質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤 仁君） 2点目の質問を許可します。

○2番（加藤つや子君） それでは2点目でございます。健康増進施設コラッシュの運営拡大をということで2つ質問させていただきます。

現在、レディースデーと書いてありますが、レディースタイムと読み替えさせていただきます。これ以外、午後1時からの運営をしておりますが、午前中の利用希望する声もあると聞いております。午前中の営業日を増やして利用者拡大を図る考えはないか伺いたいと思います。また、レディースタイムの利用者、利用率等は上昇しているのか伺いたいと思います。

次に、健康増進施設コラッシュは、村民の介護予防にもつなげる拠点として、職員体制の充実を図ることが重要と考えます。現在、指導員でなく集落支援員と読み替えますが1名体制であり、欠員の補充ができていないようでございます。このような状況で地域へ出向いての運動支援はできているのか伺いたいと思います。

また、集落支援員の福利厚生、これをもっと充実させて指導員の育成を図ることが今後の運営に重要な課題と考えますが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 健康増進施設コラッシュについて、午前中の利用日を増やし利用者拡大を図れないかということでございますが、コラッシュの指導員においては、第2第4日のレディースタ

タイム以外の午前中については、コラッシュ内での運動教室やシニア温泉運動、地域へ出向いての運動指導を行っているところでもあります。現在このような状況でありますので、午前中の営業日を増やすことは難しい状況にあると考えています。あとレディースタイムの利用者数の状況につきましては、レディースタイムを導入いたしました令和4年11月からこの4月までの利用者数はほぼ横ばい、ばらつきがございますが1か月平均でいたしますと7名程度で推移をしており、ほぼ横ばいでございます。

次に地域へ出向いての運動支援についてですが、地域の茶の間での運動指導は社会福祉協議会の指導員が中心となって行っておりますが、コラッシュの指導員も月2回から3回出向いております。そのほかコミュニティー事業に出向いての活動事例もございます。それと職員体制の充実ですが、現在指導員の補充として国の制度を活用し、集落支援員として6月1日から公募をしているところです。公募に当たっては、健康運動指導師等の資格の有無によって報酬額に差をつけたほか、現在の指導員も含め、勤務年数によって報酬額を上乗せする制度設計として処遇改善を図ってまいります。コラッシュが健康増進事業の核となるよう、指導員体制を整えてまいりたいと考えているところです。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） それでは再質問をお願いしたいと思います。レディースタイムの利用者なんですけれども、現在、月7名程度ということでございますが、この利用者については固定されていると判断してよろしいでしょうか。それとも新規利用者も増えての7名ということで考えたほうがよろしいですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） ただいまのご質問にお答えします。お客様が固定されているかどうかという、その詳しいところまで私分かりませんが、新たな新規のお客様も確かにいらっしゃいますし、ただそんなに急激にその月によって物すごい上昇したとかそういった形ではないです。先ほどの答弁にもありましたとおり大体平均7人程度で横ばいで推移しているという状況であります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） それではあまり収入の増加は見込めないのかなと感じるんですけれども、今、利用者さんに対してアンケート調査なりをして改善策を考えているということはありますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今ほどのご質問にお答えします。正式なアンケート調査でどれぐらい午前、また利用者拡大、そういったものの声はまだ確認しておりませんが、これから午前営業、午前中を拡大するとかそういった要望が私もちょっと話は聞いているんですけれども、そういうの

もありますので、今後そういったアンケート調査等を取りまして、利用者どれぐらいのニーズがあるのかというのは、教育委員会としましてちょっと把握していきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 実際にやはりPR不足も考えられるのではないのかなと感じております。広報せきかわとかには載ってまいります、そこに載ってくるのは支援員の月半分ぐらいいい日という記事が載ってくるんですけれども、それだけではなくていかにそのコラッシュを使っていたかというようなPR策を考えていただくわけにはいかないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今、加藤議員のおっしゃられましたとおり、そういった広報活動も必要ではないかと思っておりますので、そういった不在日をお知らせするだけじゃなくてもっとこのようにしたら、こんなに利用しやすい器具とかそういったものありますよということで、そちらの内容について充実をさせていきたいと、そのように考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） それでは集落支援員の福利厚生についてなんですけれども、令和6年度から集落支援員の特別交付税措置が485万円が上限となったと聞いております。これは報酬に反映するものなのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問にお答えします。特別地方交付税、これが増えたということでこちらのほうは報酬のほうにももちろん反映されております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 報酬のほうに反映されるということでございますが、社会保険の適用や賞与などについてはそこからは出せないもののでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問にお答えしますけれども、村では基本的に委託料とか給与については特別交付税措置になっております。村のほうとして賞与とか全て給与には特別交付税の措置対象になっておるところであります。直接支給ではなくて委託でした、すみません、訂正します。

○議長（小澤 仁君） もう一回質問してください。

○2番（加藤つや子君） もう一度再質問させていただきます。社会保険の適用、それから賞与等に反映させていただくわけにはいかないという質問でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） うちの村においては、集落支援員については村と委託契約となって

おりますので、その委託料の中で全て見ているというところでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） なかなか経費の問題を抱えてはおりますけれども、今の委託契約のやり方では年度途中でやめた集落支援員の若い男性の方もいらっしやいまして、離職の理由がやはりそういう福利厚生の問題も一つあったのではないかと聞いております。この点について、今後改善の意向があるかどうか確認したいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 先ほど村長答弁のほうにもございましたが、委嘱年数に応じて加算額、加算を設けるという制度設計を今考えております。ここはこれまでとは違う点になりますし、またこれまでその加算とかというのはなかったんですけれども、一応指導員、せっかく来ていただいた指導員でありますので、そのモチベーションを保つという意味での報酬額、この加算のアップというところを村としても今後やっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） それでは現在若いパートさんが勤務しているところを見させていただいているんですが、そういった若い女性なり男性なりを今後指導員として育成していくというお考えはありませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今ほどのご質問にお答えします。今のパートの方をそういう育てる考えあるかということですかね。今改めてそういうお話をいただきましたので、そういったことがパートの方でできるかどうかというのはまだ私も考えておりませんけれども、それについても研究させていただきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） せっかくつくっていただいた健康増進施設でございます。これからも介護予防、それから若い人たちがどんどん使うような施設にしていきたいと思いますので、私としてはもっともっと若い人に使っていただきたいので、それがまずひいてはこれからの私たちの介護予防だけではなくて若い人たちが健康を保っていくための施設であると考えます。ですから若い人たちに対して、もっともっとPRだけではなくて利用するような方法、そういったものを役場の例えば健康福祉課なりと共同してやっていくというお考えはありませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今ほどの加藤議員のご指摘もありますとおり、そういった面もほかの課

との事業との兼ね合いも考えながらそういった若者がいかに利用できるかというのも考えていきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 健康福祉課のほうでは特定健診の結果説明と併せてコラッシュを利用していただく機会を希望制でございますけれども、そういった形を取ってございます。またその際には、栄養バランスのいい食事ということでお弁当なんですけれども、そういったものも食べていただいて実費必要なんですけど食べていただいて、いろいろと健康づくりにつなげるように努めてございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） それでは20代、30代のごく若い方たち会社に勤めて人間ドックとか受けておられる方たちも関川村にはたくさんおります。そういった方たちに対しての支援ではなくて、この先の健康を考えた政策を考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） なかなかそういった人たちを直接コラッシュに来てくださいということは難しいんですが、毎年商工会で健康診断を行っております。商工会で集団の健康診断を行う際に、うちの保健師も出向きまして、健康指導と併せてコラッシュのPRも行っているというような状況でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） これで私の質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 次に、5番、近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 5番、近 壽太郎です。私の質問は集落機能維持の課題と対策ということで、令和2年9月の定例会議で質問に対しての答弁は、人口減と高齢化が進む中で集落機能維持が困難になっていることに対して大きな問題として認識しているとし、課題解決を進めるにはコミュニティとの協働が不可欠としています。いかにその後の解決策に向けた取組状況について伺います。1つ目、最近発表された人口戦略会議の報告では、2020年から30年後に744の市町村が消滅可能性自治体として報じられております。当初も当然ながら該当しているんですが、2050年時において移動想定人口、封鎖人口の当村の分析結果をどう捉えているか。

2つ目、村の過疎地域持続的発展計画、これは令和3年度から7年度までですが、その中には54集落のうち24世帯以下の小規模集落が7割を占めているとあります。小規模集落の機能維持にどのような検討が必要と考えるか。

3つ目、令和2年9月定例会議では、地域課題の解決策は地域で議論することが前提でなければならない、その主体となるコミュニティの自発的活動と意識改革が求められる。がしかし、そう

なっていないのが現実であります。今後各コミュニティーへ村から働きかけて一緒になって問題解決を進めたいと答弁しておりました。その後どのように進展しているのか伺います。

4つ目、課題解決に取り組むコミュニティーや集落へ、村としてはどのような支援ができるのか伺います。

以上4点、お願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 近議員のご質問に順次お答えをいたします。まず人口戦略会議の分析結果をどう捉えるかということですが、昨年12月に国立社会保障人口問題研究所が既にこの人口推計を出しておりまして、当村の状況はもうその時点で分析把握しておりまして、特に今回の戦略会議で驚くことではございませんが、このたびの人口戦略会議の資料によりますと、今後30年間で全国的に若者の数が激減することが明らかになったということから、日本の少子化対策が喫緊の課題であるということを改めて実感をしたところであります。

次に小規模集落の機能維持にどのような検討が必要と考えるかというご質問ですが、集落からは集落役員などの後継者不足、江浚い作業などの人手不足、こういった声を耳にいたします。後継者に当たっては若者や女性の方の活躍についてもさらなる検討が必要だと思いますし、集落を越えた共助への取組の可能性につきましても、検討が必要ではないかと考えております。

3点目のコミュニティーの課題解決に向けたその後の進展状況についてでございますけれども、コミュニティー単位で実施した住民アンケートが、令和3年度に全て終了いたしました。コロナ禍で活動が休止しておりましたが、各地区で活動が徐々に再開しておりますので、今後調査結果をもとに今一度、地域固有の課題について意見を出し合い、検討を行っていただきたいと考えております。とりわけ地域づくりの専門家からは、これまでの行事中心の事業を見直し、地域での困り事を助け合う事業へのシフトが重要であるとアドバイスをいただいているところでありますので、そういった議論が深まることも期待をしております。現在、七ヶ谷地区では県の地域運営組織仕組みづくり支援事業というのを活用しまして、持続可能な地域づくりを目的として、地区の若者が地域課題の解決に向けて取組を始めております。こういった活動がモデルとなり、村全体に広がることを期待しており、集落やコミュニティーの機能維持にもつながるものと信じておるところです。

4つ目の課題解決に向けた村の支援についてでございますが、まずは地域での話し合いを促す必要がありますし、具体的な事業を行う際の財政支援も行っていきたいと考えております。なお、財政状況が厳しいこともあり、コミュニティー補助金については、一律の配分方式を改め、事業実施単位での補助事業制度に改めていこうと検討しているところです。また、村では各地区共通の課題となっております移動支援や買物支援などの課題につきましても、デマンドタクシーや移動販売支援事業などにより課題解決に向け鋭意取り組んでいるところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） それでは再質問させていただきます。まず人口戦略会議の資料で、村長は日本の少子化対策が喫緊の課題であると改めて実感したと今言われたんですけれども、日本の少子化も確かそうなんですけれども、やはり関川村の少子化対策については、やはり具体的に喫緊の課題であると思いますので、改めて関川村の対策をお伺いしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 関川村の状況を見ますと、先ほどどなたかの議員に答弁をいたしましたけれども、平田議員だったかな……、議員人口減少の話で答弁をいたしましたけれども、社会減がすごく大きくなっていると。要は子供たちが行って帰ってこない、若者が少なくなってきた結果として若者が少ないわけですから、子供が産まない、要は自然減につながっているという構造的な問題があると私言いまして、その対策についてはお答えをさせていただきましたけれども、基本はやはり社会減をどう抑えるかということなんです。ただ、それも関川村を出て村上に行った人を関川に帰すのではこれは日本全体としての進展はないわけですから、やはり都会といいましょうか、例えば東京に出た若者をどう帰すかとか、あるいはIターンでどういよう来てもらうかという若者、特に女性にターゲットを向けた大ざっぱに言えば地域の魅力アップであったりとかあるいは地域が元気でないと移住する人も元気出ませんから、地域の人たちがわくわくするような事業の取組している、例えばスモールビジネスがどんどん地域に広がるような、そういう活気ある地域になれば、それは外から見てもかなり魅力が出てくるので、そういった小さなビジネスをいかに増やしていくかと、そういうことも考えなければならないし、あともう一つは移住するにしても大体東京の人たちが行きたいとなったときには、関川村と知らないのに移住するわけないんです。要は関川村の知名度を上げなければ、移住のファイルの中で関川村は誰も取らないです。例えば、それこそ関川村の米が一番うまいというのがものすごく広まれば、関川村はこういうところだねという関心が湧きますし、大したもん蛇まつりもそうかもしれませんけれども、やはり都会の方に訴えられるようなインパクトのあるようなものを発信をしないと、いっぱい今移住定住でどこの市町村もやっています。その中で、関川村の名前を知らなければ関川村に来ないわけですから、やはりどんどんそういういいところを情報発信をしていくという取組が大事かなと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） そういう取組をやはりこれから続けながら、また一方で、2つ目になるんですけれども、急に増えるわけでもありませんので、この5年、10年先の集落の在りようというのをやはり現実として見極めて10年、15年後の小集落の在り方というのも考えていかなければならないという、これこそ喫緊の課題だと思っております。そういったところで、例えば集落維持、江浸いとか例えば田んぼの草刈りを共同でやるとか、ここに先ほど村長が答弁されました集落を超えた

共助の取組なんかがもしできた場合、取り組んでできた場合、それをコミュニティーの先、前項つながるんですけれども、事業実施単位での補助制度に改めたいということも出てまいりました。そういうことで進めていくのであれば、そういうこともこの制度の対象になり得るのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 要は今までのコミュニティーの補助というのは、人口の要はそういう単位で幾らみたいな形で出していて、やろうがやるまいが補助を出しているという形ですので、本当にやる気のあるコミュニティーでこんなことで地域を助けたいというような事業を出していただいて、そういうものに向けて補助をするという形のほうがやる気も出るだろうし、有効的な活用かなということで、現在、今、議員がおっしゃったそういう内容も含めて、どんな形がいいかを検討しているということです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） そうなればいいなと期待しております。

それから3点目のコミュニティーの事業シフトといいますか、今まで行事が中心のその事業であったわけですが、今もそうですけれども、困り事を助け合う事業へのシフトが重要であるとアドバイスされたということなんですけれども、確かに今までは何十年も前も立ち上げたときのコミュニティーを繰り返しやってきたものですけれども、そういうところから脱却してシフトすることなんですけれども、なかなかできそうでできない問題でないかなと私は思います。やはりそこにはやらないわけにはいかないのでぜひ進めたいのですが、やはり行政のリーダーといいますか、引っ張っていつてもらいたいというところがあるんですけれども、何かお考えはありませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） コミュニティーの人たちが現実的に何がどういう問題だという話をいただければ、それについてどんな形でやるかというのはお互いちょっといろんな話で検討してもいいのかなと思っておりますので、ぜひ行政が全部やれではなしに、コミュニティーの中で様々な課題を出していただいて行政と一緒に考えていきたいなと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） ぜひそういう方向で進めていつていただきたいと思います。

最後になりますけれども、私この質問をするときに先ほども出しましたけれども、関川村の過疎地域持続的発展計画というのを恥ずかしながら初めて読みました。これは令和3年度から来年度までの計画ですけれども、8年度からはまた多分新しい5年計画が出てくるんだろうと思いますけれども、これを策定するに当たっては何か委員会かそれとも課内で何か選抜された人が関わってつくるものでしょうか。教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのようなご質問ですが、策定委員会とかそういったものは設けておりませんで、各課のほうから挙げていただくということになっています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） 読ませていただきますと、やはり企業で考えたような計画、そういう何か強いような感じがしたんですね。やはり新しく計画を策定されるときには、もうちょっと踏み込んだ現実味のあるものをつくっていただきたい。そのためにはやはり小規模集落の区長さんにもテーブルにのってもらおうとかそういう現実的な策定になるようお願いしたいんですが、その辺はいかがですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） あまり現実とかけ離れた計画になっても意味のないものになってしまうと思いますので、今後の計画づくりに当たっては検討させていただければと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） ぜひそのようにお願いします。

以上で私の質問を終わります。

次に、3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。よろしくお願いします。

まず1件目の項目ですが、新潟関川風力発電事業と村の役割、責任について伺います。脱炭素社会実現と地域貢献のため同事業が推進されていますが、一方で国内の風力発電事業は稼働実績が少ない、設備コストが高い、事業の是非や採算性が時の世界情勢、政治動向で大きく左右される。また、自然環境への配慮が必要であるなどの理由からまだまだ普及が進んでいませんし、失敗例も少なからずあるようです。また、同事業実施区域内及びその周辺には、開発による生態系への影響や山地災害に十分留意する旨の環境大臣意見もあり、事業による長期的、広域的影響への視点も必要であるかと思います。新潟関川風力発電事業がよりよい運営、また地域貢献の実現のため以下3点を伺います。

1つ目、同事業の計画、運営に対して村はどの程度関わるのか。

2つ目、事業開始後環境アセス後、周辺地域の生態系や水質への悪影響が確認される。地すべりなど山地災害が起きるなどがあった場合、村の責任はあるのか。

3つ目、またその可能性や対応方法などは事業者、村、周辺住民その他関係者の間で話し合われているのか。

以上3点よろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 川崎議員の風力発電事業に関するご質問に順次お答えいたします。

1点目の事業の計画運営に対する村の関わりについてであります。村は沼の共有地を借り受け風力発電事業者である東急不動産に貸し付けている立場であります。したがって、事業の計画や運営に関して村が関与することなくは事業者の責任で進めることとなります。

2点目の生態系や水質への悪影響が確認されたり、あるいは山地災害が発生した場合の村の責任についてであります。村は事業主体ではございませんので、いずれの場合も村が責任を負うことはないと考えております。生態系や水質への影響に関しましては、環境アセスメントの手続の中でしっかりと調査されるものと認識しておりますが、仮に必要以上の開発行為や生態系への著しい影響が生じる見込みがあると確認された場合には、関係機関と連携しながら事業者に必要な措置を求めていくことになると考えております。また、山地災害に関しましては、工作物の占有者である事業者が被害者に対して損害を賠償する責務を負うこととなります。

3点目の山地災害等の可能性や対応策などについて、事業者、村、周辺住民、関係者で話合いされているのかというご質問でございますが、事業者からは事業計画や進捗について村や地権者、地元住民に対しまして適宜報告をいただいております。地すべりによる山地災害や水質への影響については、環境アセスメント手続に従い調査中であると伺っておりますので、住民生活に直結する重要なことでもありますことから、事業者に対しまして引き続き丁寧な説明を行うことを求めています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。今の村長の答弁で大体分かったんですけども、もう少し質問させてください。この3月に東急不動産さんの環境影響評価方法書の説明会が村内であったんですけども、それ以来、東急さんのホームページとか村のホームページ見てもなかなか新しい情報が見当たらないのですね。ちょっと今回村長にお伺いしたいんですけども、まず1つ目、この新潟関川風力発電は村が事業に関わることはないということなんですけれども、確認ですけども、村の脱炭素事業とも関係がないということでしょうか。村民の方からも時々聞かれますし、2つの事業を混同している人もいると思いますので、ちょっと確認させてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） この事業そのものについては関与しませんが、村が再生可能エネルギーを地域で利用する際の電源として東急不動産に協力してもらうことは考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。では実質的に事業に関わることはないということなんです。村長がおっしゃるこの同風力発電事業における地域貢献という言葉がよく出てくるんですけども、それ具体的にどういうことなのかイメージありましたら教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほどのご質問でございますが、東急不動産では環境教育という形での自ら再エネの推進に当たるような環境教育なんかを地域の中で行うという協力もしたいという申出もございます。また、先ほども答弁させていただいたとおり、再エネを村に対して供給をいただくという格好での地域貢献というところも検討をいただいております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） では地域貢献というのは環境教育と電気エネルギーの供給というその2点ということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） それ以外でもいろいろと相談をしておりますし、長い付き合いになりますから、事業が再開する前にあれも協力してくれ、これも協力してくれとなかなか言いづらい部分もありますけれども、東急不動産自身は地域貢献ですごく前向きな企業でございますので、風力発電の事業の進捗状況を見ながら様々な村の課題に対しての東急不動産は何ができるかということでの協力要請はしたいと思っておりますし、東急不動産もその地域貢献に対しては大変前向きな企業だということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 分かりました。

次に、事業による環境、生態系への影響があった場合に対しても村では責任が明確であり、また、対応も準備されているということでそこは安心ですけれども、ほかに、この同風力発電事業の村にとってのリスクとかどのようなものが想定されていますか。もしあるようでしたら教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 基本的にスキー場跡地に風力発電事業を実施するということで、東急不動産はほかのところでも風力発電事業をやっておりますし、特段この事業に対してリスクがあるという具体的なものはございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。あと、答弁の中で事業者からは村、地権者、住民に対しては随時報告があるということでしたけれども、同事業について住民の方から土地の問題とか環境への影響、あと脱炭素という考え方そのものへの疑問とか不安とかもまだ聞かれますので、この事業が本当に長期的な意味でも地域貢献につながるように事業者と村、そして住民のお互いの理解が深まるように村でも情報発信というか住民への周知ということをお願いしまして、1つ目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 2点目の質問を許可します。

○3番（川崎哲也君） 2つ目の教育振興基本計画について質問します。村内の人口減少の問題は、

厳しい状況が続く中で、村では様々な方面からその対策を試みています。その中の1つ、教育振興基本計画のふるさとを愛し、誇り、発展させる人づくりの基本理念は、村の若者が村に残る、もしくは戻り人口減少を緩めながら村が自立、持続していくための重要な要素であると考えます。同計画の目標の一つである文化の伝承、活用について以下3点を伺います。

1つ目、村の祭り及び村内各地域ごとの祭りや伝統行事についてそれらの継続、継承に村は取り組んでいるか、もしくは今後積極的に関わっていくのか。

2つ目、地方文化の伝承に関しては学校教育における児童、生徒への働きかけも行っているが、現在小中学校において地域の祭りや伝統行事を学ぶ事業などはどの程度あるか。また、その事業の内容は。

3つ目、上記2に関連して、児童、生徒に村の祭りや伝統を教える立場にある教員も地域の祭りや伝統行事、イベントに関わることも必要だと思うがどう考えるか。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 川崎議員にお答えをいたします。教育基本計画の文化の伝承、活用について、1つ目の村のお祭り、村内各地域ごとのお祭り、伝統行事の継続、継承は村は取り組んでいるのか、もしくは今後積極的に関わっていくのかというご質問でございました。地域の祭りや伝統行事の継続、継承は郷土愛を育むという本村の教育基本理念を実現する上で重要であります。また、地域住民の連帯意識を高め、地域に対する誇りや愛着が地域の活性化の原動力になると考えております。しかしながら、全国的に地域のお祭りや芸能等の伝統行事は少子高齢化による後継者不足や過疎化により、その継続、継承が大きな課題となっております。

このような中であって、関川村では村のお祭りの一大イベントでもある大したもん蛇まつりは村民の担ぎ手不足を学生ボランティア、I V U S Aや他団体の支援や協力により毎年開催され、村民のパワーを全国に発信し続けております。教育委員会には青少年育成事業の中に地域が実施する園児、児童、生徒の活動に対し支援助成する事業がございます。昨年度、村内、地域の盆踊り継承のための小中学生の練習会を実施する保存会に対しまして助成金を交付いたしました。今後もこのような地域が実施する園児、児童、生徒の活動であれば青少年育成事業の助成金の交付対象となりますので、継続、予算化していきたいと考えておるところです。

次に2つ目の小中学校でのお祭りや伝統行事を学ぶ事業についてでございます。小学校では地域の人々の暮らし、伝統や文化を学ぶことに重点を置いた総合的な学習の時間、いわゆるふるさと学習の中で渡邊邸、東桂苑、歴史館、道の駅周辺の観光ボランティアガイドの活動を実践しております。また、小学3、4年生においては社会科副読本、私たちの関川村を教材として子供たちが村の伝統文化や行事等について学んでいます。子供たちが地域の人、物、事と関わる中でふるさと関川

村のよさについて、様々な視点から理解を深め、ふるさとを愛する心情を育てるのに役立てております。中学校においても総合的な学習の時間の中で、村の行事である大したもん蛇まつりの意義や経緯等について、事前に学んだ上で大蛇パレードに全学年が担ぎ手として参加しております。そうすることで地域の方々と触れ合う、そして自ら行事の担い手、担ぎ手となることで自信や誇りを持つことが可能となります。また小中ともに行っている稲作体験の学習は関川村の豊かな恵みを体感するとともに米作りに携わる人の思いや願いに触れることで、郷土をいつくしむ心を育て働くことの意義を考える大切な機会となっております。

次に、3つ目の子供を指導する教職員が関川村のよさを知り、地域の祭りや伝統行事、イベントに関わる、このことは重要であると捉えております。小中学校の教職員で組織する関川村学校教育研究協議会において、村の重要文化財渡邊邸をはじめ村の歴史、文化について学ぶ研修会を行うなど、関川村に対する協議会を促しておるところです。

一方で、地域の祭りやイベント等は週休日の開催が多く、校長は休日や勤務時間外での業務を命じることはできませんので、年度初めに定めた教育課程の実施及びそれに基づく指導計画の枠内であれば可能であると考えております。教職員の働き方改革の推進は国の喫緊の課題であり、勤務時間外での伝統行事やイベントへの参加は教職員各人の主体的な判断に委ねられるものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 教育長ありがとうございました。

今の答弁の中で新たなことについてお伺いします。まず、青少年育成事業なのですが、かつては日常の暮らしの中に祭りであったり神事であったり伝統行事がありました。暮らしとともに伝統行事とかが育まれて、それが継承され、そして地域づくり、さらに村づくりにつながっていったと思います。ただ現在は人口減少もありますし、あと暮らしや価値観の変化とか多様化とかもありまして、地域の中でそういう伝統文化を同じ思いを持って守って伝えていこうというのはなかなか難しい状況です。外から何か支援があればありがたいなと思っていたんですけども、今ほどの答弁の中にあった青少年育成事業の中の地域が実施する子供の活動に対する支援助成ですけども、これ一つ盆踊りの例が上がっていましたが、これは地域の伝統芸能の活動や継承を支援する事業と捉えてもよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 今、川崎議員のおっしゃるとおりであると捉えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

続いて、地域の祭りなどを学ぶ小学校でのふるさと学習なんですけれども、これ週に何時間ありますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 小学校でのふるさと学習について、このゴールはふるさと関川を誇りに思い、村のために自分ができることを実践しようということで設定しております。3年生から6年生の各学年とも年間70時間学習することになっており、週でいいますと2時間のペースで学習が進められております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 多分そのふるさと学習で使われている本が副読本の私たちの関川村だと思うんですけれども、この私たちの関川村、村の産業とか歴史文化、全般的に分かりやすく解説されていてすばらしい教材だと思うんですけれども、どの程度活用されているかというのは把握しているでしょうか。家に子供3人分あるんですけれども、何か大分きれいなんですけれども。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。副読本、このバージョンでございますと令和2年度に改正されました。私たち関川村、小学校3、4年生の社会科の副読本でございます。関川村教育委員会と関川小学校の社会科の先生方、資料編集委員会というふうに呼びまして共編で子供に配布しているものであります。使い方としては小学校の社会科で、通年で地域を知るという学習の折にこれを利用します。具体的には関川村の土地の様子、村の農家や農業、農協の仕事、村の歩みなどについて学ぶ際に、4年生では健康な暮らしとまちづくり、水害を克服して地域の生活や文化を守って発展させてきた営みなどを学ぶ際に適宜教職員が活用するということで理解しています。あわせてふるさと学習については、関川村の現在、過去、未来を学ぶ際の基本的な資料と捉えておりまして、この活用を促しているところでございます。関川村を理解する上で大切な冊子でございます。必要に応じてこの内容を更新を図りながら積極的に活用するようにまた学校に働きかけてまいりたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。ではこの教科書の活用は担任というかそのふるさと学習に関わる先生方で、その時その時で考えているという感じでしょうかね。ありがとうございます。

続いて、村内の歴史的文化施設のボランティアガイドについてなんですけれども、このガイド活動については広報などで拝見しております。すばらしい活動だと思うんですけれども、その学習とか活動を渡邊邸とか歴史館といった村の中心部だけではなくもう少し村内各地の歴史や文化施設に広げられないかと考えています。例えば金俣用水とか波走五輪層塔、これも私たちの関川村で私も

初めて知ったんですけれども、あとハッロの雷神社とか村外の方にはすごく有名な神社です。そういうところに広げられないかというのと、あとガイドの相手も村を訪れた人だけではなく地域の方々に向けたものに工夫できないかとちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ボランティアガイドの活動を各コミュニティーに広げ、ガイドの相手はまた来訪者以外に地域の方々に向けたものにできないかというお話でございました。ここ数年の観光ボランティアガイドの活動では、村の中心部下関集落が活動の中心となっておるわけですが、以前は地域の石碑や城址などを事前調査してガイドの対象としたこともあったと聞いております。ガイドの相手を地域の方々に向けたものに工夫するというのも貴重なご意見と受け止めておりますので、今後の参考にさせていただければと思っております。

あわせて、子供のみならず各集落の気のある方々、大人同士が連携してそうしたガイドの活動等、一緒になって展開できるといいなと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。続いて、中学校での総合的な学習と郷土愛の関係についてなんですけれども、中学校で総合的な学習の時間における祭り参加や稲作の体験、これは確かに村の伝統文化を学ぶ大事な機会ではあるんですけれども、それが本当に郷土愛につながっているかどうか検証は必要だと思います。ただ単に参加しましたとか体験しましたではやはりもったいないと思いますので、そういった総合的な学習の時間が郷土愛を育むという目的達成につながっているのかそういう検証する機会というか場はあるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 地域行事に参加あるいは体験活動の前後に子供、地域、職員とそういう意見交換の中で郷土愛を育むような方向づけとか振り返りがきちんとできているかということのご質問と受け止めております。この3者が協働して意見を交換し合うという場を学習計画の中に現在位置づけて行うというのは時間的にかなり難しい面があるかと思えます。しかしながら、活動の動機づけや今ほどあったふるさと愛につなげる価値づけにおいて非常に大切であると考えております。現在、小中学校に実施している稲作体験では実際に現地の水田で農家の方から米作りの思いや方法、コツをお聞きしたり、また収穫の後にはお礼状を書いたりして交流を深めておりますし、また、小学校では大したもん蛇まつりの実施前に出前授業で大蛇の紙芝居を見て、大里峠伝説に興味関心を持たせたりしながら参加を促し感想を交流していると、そういうことを通して郷土愛を育むという一助につながっていると理解しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。続きまして、教員の地域の行事参加についてなんで

すけれども、国として働き方改革推進中ということ、その中で難しいかと思いますが、教員の方が地域行事に参加するのは難しいかと思いますが、そもそもこの働き方改革は教員の多忙を解消するためと聞いていますが、村内の学校において何が教員の負担になっているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 今ほど議員指摘のように教職員の多忙化解消による働き方改革の推進と、繰り返しになりますけれども、国を挙げての今の喫緊の課題であるというところでございます。当村でも他市町村同様、生活指導、生徒指導に関わる児童、生徒及び保護者への対応、特別な配慮を要する児童生徒への個別の指導や支援、さらに中学校では休日の部活動指導等に負担感を感じている教職員もいるようでございます。いずれもそういった指導支援の多くは勤務時間外の、保護者が帰宅してからの対応ということになりますので、時間がかかり継続した働きかけになる場合も少なくありません。きめ細かな丁寧な対応となればなおのこと時間がかかるわけです。しかし、幸い関川村小中にお勤めいただいている教職員の多くは授業準備に余念もなく使命感を持って一生懸命に頑張っておりますので、私としてはありがたいと感謝しているところです。今後とも関川村の小中学校にお勤めいただける教職員が安心して仕事をし、関川村に勤務してよかったと思ってもらえるように、また、児童生徒のために存分に力を発揮してもらうよう人的、物的環境を整えて参りたいと思いますので、今後ともお力添えのほどよろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 今言ったように部活の指導であったり生徒指導、それから保護者の対応、それで忙しいというのは理解できますし、その軽減負担は確かに大切なんですけれども、教育の本来の目的の一つである人づくりとか村の教育振興基本計画の次世代を担う青少年の郷土愛を育む村の発展に貢献する力を育むなどの理念にこの働き方改革というか教員の働き方が沿っているのか、その検証も必要かと思います。教員の方々の家庭もありますし、地域もありますし、時間外に村の祭りとか部活動もそうですけれども、そういうのに参加したりするのは確かに難しいと思うんですけれども、逆にそういうことに参加して村の地域の人とつながっていただいて、そしてお互いの理解が深まればその部活だったり生徒指導、保護者対応とかも結果的に負担が楽になるんじゃないかということもちょっと考えています。

あとPTAも村の教育理念達成のお手伝いをしたいということで、意欲的に参加している方もいらっしゃると思います。学校の仕事だと思われることを地域の人にもお願いしてもいいんじゃないかと個人的には思います。また、教員が地域の方と子供としっかりつながって信頼感というか安心感の中で働くことで、仕事の達成感というか満足感、喜びが増えてそれが結果的に精神的な負担を減らすことにもなるかと思いますので、ぜひ教員の方にも難しいのは分かりますが、ちょっと週末等の祭りとか行事に参加してもらいたいという思いがある中で、先ほど年度初めに定める教育課程、地

域指導計画の中、もしくは兼職兼業という制度、資格がちよっと分からないですけれども、それであれば教員の人も時間外でも出勤扱いとなるというか地域活動に参加しやすいと聞いたんですけれども、ちょっと少し詳しく教えていただけますか。

○議長（小澤 仁君） 川崎議員に申し上げます。内容的に担当課で相談したほうが具体的な内容に思われますので、その質問については後ほど担当課のほうで話ししていただいてよろしいですか。

○3番（川崎哲也君） 承知しました。

○議長（小澤 仁君） 川崎さん。

○3番（川崎哲也君） では、文化、伝統芸能継承から少し話が外れてしまいましたが、要は子供たちの郷土愛を育むのはやはり村の歴史と伝統文化と、それとそして人とのつながり、この地に心の根を張ることが大切だと思っています。そのためにも教員や子供たちだけに働きかけるのではなく、私たち大人も地域の歴史、伝統文化をしっかりと学んで、私たち自身が地域を愛して活動するその姿を見せることが大切だと思います。村の教育振興計画の中には村の伝統芸能継承は最後にほんの数行書かれているだけなんですけれども、私はとても大切なことだと思います。

最後に教育長の村の伝統文化継承の思いを最後にお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。伝統文化の継承、郷土愛を育むと今ほど川崎議員述べられたとおり、私も同感でございます。大事な取組であると考えております。私自身は下関集落の兼業農家の長男として生まれ育ったわけであります。今のように学校で先ほど来あったようなふるさと学習などというものはありませんでした。しかし、私にとって郷土愛につながる原体験と言えやはり地元の小さい子供の頃から例えば荒川で泳いだりカジカ捕ったり、大蔵神社で親に連れられて夏越のお祓いに参加したり、盆踊りの輪に加わったりあるいは下関まつりで大人から太鼓のたたき方を教えてもらったり、声枯らすまで山車引っ張ったりと集落の行事や体験の中で地域の大人からあるいは親から教えられ、そのぬくもりを感じたりする中でその文化の継承や郷土愛の大切さというのをおのずと感じてきたのかなと思っています。しかもやはり関川村いいところだと思うように強く意識するようになったのは、実際にふるさとを離れて生活して家族を持つようになってからと、そんなふうに思っております。今の子供たちはなかなか外で一緒になって遊ぶという機会が少なくなりましたので、なおのこと学校教育はもちろんですけれども、村民、地域の方が総がかりで郷土愛を育むということが重要なのではないかなと思っております。学校で学ぶのではなくて関川村が学校というか、村そのものが学校なんだという考え方に立って、そして時に地域に住む大人が先生であったり親が先生であったり一緒に子供と学んで成長していくというそれが一つの理想形かなと思っております。そんな中で文化の伝承や継承、そしてまた郷土愛が自然と育まれていくのではないかなと、そんなふうに思っております。力をお借りしながら前に進めていきたいと

思っております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） これで2点目の質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 3点目の質問を許可します。

○3番（川崎哲也君） 続いて3点目、令和6年度から定期摂取となるコロナワクチンについて。今年度より同ワクチンは特例臨時接種から定期接種へと変更になり、今後もワクチン接種は続けられます。令和5年9月会議一般質問において、コロナワクチン事業に対する村の考えを伺った際、村は予防接種の有効性、安全性は国が確保する、住民がワクチン接種、非接種を判断するための情報は厚労省作成の資料等でお知らせしている旨の答えをいただきました。

しかし、この4月にはワクチンの健康被害者による国に対する訴訟も起こされ、ワクチンについての国の偏った情報発信、ワクチンの大量廃棄が問題視され、国のワクチン事業、その効果、安全性への不信、不安も国民の中に広がっています。村の健康福祉政策が住民の健康福祉に寄与するためには国の指針、情報に加え村の実情を把握し実情に合わせた施策を講じることが大切だと考えます。ワクチン事業を含めた村の健康福祉政策の実効性向上という観点から、以下の2点について村の考えを伺います。

1、令和5年度までコロナワクチンに関しその回数、人数、副反応事例などを総括し効果を検証し、令和6年度以降のワクチン事業の在り方を検討する予定はあるか。

2、ワクチン接種、非接種の判断とすべき情報の提供および接種後の健康被害（副反応）に対する救済制度の住民への周知は村の役割として必要と考えるが、村の考えは。

よろしく願います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） まず1点目の令和6年度以降のワクチン事業の在り方の検討でございますが、令和5年度までの接種回数、人数については村で把握することは可能です。令和6年度以降については定期摂取により助成対象となる方について把握することは可能ですが、任意接種ですので助成対象とならない方について把握することはできなくなります。また、副反応については昨年9月の定例会議でも答弁させていただきましたとおり、国が調査を行い対応することとなっております。新型コロナウイルスの感染症については、令和6年4月1日から施行される予防接種法施行令の改正で、予防接種法の政令で定める疾病に位置づけられました。これにより、予防接種法第5条第1項の市町村長は保健所長の指示を受け、接種を行わなければならないという定めに従い予防接種を行わなければなりません。そのため村でワクチンの事業の在り方を検討するしないにかかわらず、ワクチン接種を行わなければならないというものでございますので、村でワクチン事業の在り方に

についての検討を行う予定はございません。

2点目のワクチン接種の情報提供についてでございますが、まだ国や県から定期摂取、任意接種とも詳細が示されておられません。ただ、村としましてはコロナワクチンの接種がインフルエンザ予防接種と同等となることから、これと同様に助成内容に加え、接種する上での注意事項や健康被害の救済制度などについて文書を全戸配布し周知することになると考えております。国や県から詳細が示されましたら村の対応につきましても検討し、村民への情報提供を行ってまいります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。去年までの接種回数、人数等は村で把握できるということなんですけれども、基本的に調査は国がやるということなんですけれども、その村の接種回数とか人数とか調べればある程度正確に検証できると思うんですけれども、その昨年までの接種回数、人数と、それを調べたワクチンの効果とか検証する予定はあるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） まず昨年度までの接種回数でございますが延べで4万1,870回でございます。これは高齢者ですとか基礎疾患のある方については最高で7回打てるというものでございますが、そのほかの方は5回であったりあるいは小児のほうでも回数が違ってきますので、一概に接種率ということでは出せないような状況でございます。接種回数については今ほど述べたように村で接種券を発行して、その接種の状況についてもフィードバックを受けて台帳というかシステムで管理をしているんですけれども、それによってワクチンを接種したけれどもコロナにかかったのかどうかとか、あるいは副反応が出たのか出ないのかというようなそういう情報は村には入ってきませんので、あくまでも接種回数のみという情報しかございませんので、何か村でワクチンの効果ですとかそういったものを検証するということとはできないような形になってございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 分かりました。副反応等についても国が調査するということなんですけれども、国が村内の方々の副反応にどういうふうに検証するんですか。というか村が調査したほうが早いし正確なのではないかなと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） まず副反応の国の調査方法でございますけれども、これは副反応が出て医療機関を受診した方、その方がどういった症状であるかというものを医療機関が直接国の機関に情報を上げる形になってございます。厚労相がそれを機械的に処理をするというところかと思っております。そういった情報が村に返ってくるということはまずございません。また、医療機関にかからずに例えば腕の痛みですとか発熱が数日あったという方は特にどこにも報告するということがございませんので、そういったことについては国でも把握ができないというような状況でございます。

また、村としてもそういった報告を受けたりということではございませんし、法的にもそういった情報は国がまとめるというか調査するという事になってございますので、村の役目となっておりませんので村では特に行っておりません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 分かりました。今年度からのコロナワクチン、新しいコロナワクチンなんですけれども、法改正によって市町村が予防接種をしなければならないということで、村ではワクチン事業の在り方の検討はしないということなんですけれども、これも健康福祉の本来の目的である村民の健康に寄与するということを考えれば、ワクチン、これまでの状況をしっかり村が把握してそして情報も提供して、そして村民に周知するといったほうが村民の健康により寄与すると思うんですけれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 先ほど来申し上げておりますように、副反応につきましては国が把握して、そういった情報は国が国民に提供するという事になってございますので、またそういった副反応の恐れがあるという情報につきましては、接種を村で広報するとき一緒にそういった可能性もあるんだというような内容も盛り込みまして、情報提供をすることになるかと思えます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 分かりました。以上で私の質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 休憩します。14時40分まで。

午後2時26分 休 憩

午後2時00分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

日程第4、一般質問の続きです。

4番、近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 4番、近 敬志です。介護予防事業について質問いたします。第9期介護保険事業計画の策定が終わり、今年度より令和8年度までの3年間実施が始まりました。令和元年に厚生労働省は、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し75歳以上にする取組を進めるといたしました。当村においては、令和5年10月現在の高齢化率が45.2%と全国平均と比べると高く、今後も上昇する予測になっております。要介護状態になる前の実態把握やリスク周知などの対策が重要と考えていますが、介護予防の観点から以下の3点をお伺いいたします。

1、第8期の要介護認定者数の予測に対して今回の第9期の予測は下方修正、少ない人数にされていますが、人口減少の影響のほかに介護予防の効果はどれほど見込んでいるのでしょうか。

2つ目、未認定の第一号被保険者に対する就労ニーズの把握と支援はどのように行っているのでしょうか。

3つ目、健康づくりに無関心な人へのアプローチはしておられますか。

以上をお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） まず第1点目の第9期の介護予防の効果の見込みについてですが、介護予防の効果を数字で表すことは困難であり、第9期の認定者数の推計に当たっては人口推計や近年の介護認定率などを基に算定をしているところです。

2点目の未認定の第一号被保険者に対する就労ニーズの把握と支援についてですが、高齢者が就職を希望するときはハローワークで就職先を探す方法がございます。また、就労は望まないが働く機会を得たいという方はシルバー人材センターに登録し、臨時的、短期的な就業も行うこともできます。また、ボランティアセンターに登録し、簡単な作業を行うこともできます。

村では、介護予防という観点ではなく、高齢者の就労支援や社会参加を促し、地域の発展に寄与することを目的としてシルバー人材センターやボランティアセンターの運営の支援を行っております。その結果として生きがいや健康維持となり介護予防につながるものと考えております。こうしたことから、高齢者の就労ニーズについては特に行っておりません。

3点目の健康づくりに無関心な人へのアプローチについてですが、健康せきかわ21の下、村の事業にとどまらず医療機関や社会福祉協議会、その他の関係機関と連携しながら様々な機会を捉えて健康づくりの普及啓発を行っております。特に高齢者には介護予防を健康づくりの柱と考え、コラッシュを活用した介護予防教室やフレイル教室、社会福祉協議会と連携した地域の茶の間の支援を行っております。参加者は女性の割合が多いため、今後男性が参加しやすい事業も展開して行っていまいります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） 大変ありがとうございました。ちょっと幾つか質問させていただくんですが、今就労ニーズの把握はしていませんということでしたけれども、令和2年の1月から2月にちょっと違う方向からのアンケートなんですけれども、介護予防日常生活圏域ニーズ調査がされているんですね。それを見ると、いろいろ介護予防に関わる質問はあるんですけれども、収入に関する質問というのが1つだけありまして、要は収入のある仕事をしていますか、月1回ですよ、週に1回ですよ、年に何回ですよ、何もしていませんよという項目が1つだけあるんですよ。これをもう少し設問を増やして行って掘り下げていくと、いわゆる働いていない、何もしていないという人のニーズの把握につながっていくんじゃないかなと思われるんですけれども、いかにお考えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 先ほど村長が申し上げましたように、就労ニーズを調査して介護予防につなげるということは、今のところ村では考えてございません。どちらかという、就労したいという方はハローワークで自分から仕事を探したり、あるいは知り合いから紹介してもらおうとかそういうこともあるかもしれないんですけども、また、就労まではいかないけれども、ちょっと仕事をしたいなという人はシルバー人材というところもございますし、またさらにはボランティアというところで無償だけではなくて有償ボランティアということもございます。

村としましては、では介護予防をどのように考えるかという、どちらかというそういう就労している方は体も動かす機会もありますし、あるいは頭も使うとえばよろしいでしょうか、どちらかという介護予防にその仕事がつながっているというところがございます。中には就労を希望される方もいるかと思うんですが、実際就労していない方、そういった方が体を動かす機会がなくなったり、あるいは頭を使う機会が少なくなったりということでございますので、そういった方を対象に介護予防ということで地域の茶の間ですとかそういったところで健康づくり、あるいはフレイル教室などを行っているという状況でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。私も考え方は基本的に同じでございまして、やはり働きたいという人は自分から積極的にあれこれ人づてに聞いたり、そういうところの就労センター行ったりボランティアセンター行ったりしていると思うんですよね。中には基本的には働かないんだけど、頼まれればやってもいいかな、何時間だけだったら働けそうだなという人もいると思うんですよね。

フレイルを考えると、こういう人たちを引っ張り出してという言い方はあれですけども、いかに体を動かしてもらうとか、村の中の経済循環を考えてもやはり把握しながら実際に来てボランティアセンターとかシルバー人材に来ていただいたときに情報の提供の仕方なり内容の説明なんかも変わってくるのではないかなと思うんですね。そういう意味でも先ほどさっき質問いたしました、次の調査をするときには設問数を多少増やしてもいいんじゃないかなと思うんですけども、どうお考えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） ちょっと待って。近議員はニーズ調査の設問を今問うておられるんですかね。

（「ニーズ調査ともう少し突っ込んだ……」の声あり）先にもう少し突っ込んだ話を出してください。ニーズ調査の話ではなくて。質問の内容がずれています。介護保険事業についてのところをもうちょっと核心のほうでお願いします。

○4番（近 敬志君） ちょっと質問を変えますね。地域の茶の間の会なんかもそうですし、女性の参加が非常に多いという中で男性の参加率がその中では少ないというお話でした。先ほどの答弁で

男性の参加がしやすい事業を展開してまいりますということをございました、具体的に今やっていることがあれば教えていただきたいし、こういうふうに考えていますということがあれば。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 今現在、男性のみをターゲットにしたそういった事業は行っておりません。現状としまして、地域の茶の間などに出てくる方は女性が多いというところ少し考えまして、どちらかという女性はお茶飲み話とかそういうことで集まりやすいのかなと、逆に男性としてはそんなお茶飲み話には行っていられないよという人が多いのかなという、これはいろいろな考えがあるかと思うんですが、そういったところを考えまして、どちらかという男性だけをターゲットにした男性が興味を持つような授業を仕掛けていければということで、今検討しているところでございます。ではどういうことをやればいいのかというのはまだたどり着いていないところでございますけれども、今後そういったことをやっていければということで検討中ということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） いつぐらいを期限に決めていきたいとかそういう考えはありますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） そういった事業を行うにはどうしても予算も必要となってきますので、できれば来年度予算にはそういったことが反映できるようにということで、来年度当初予算に計上できるようにということで検討したいと考えてございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。介護予防教室とかフレイル教室を見ていると、案内も来ますけれども、リピーターの方が本当に多くて回を重ねるごとに参加者が増えているというのは、チラシなり人の話を聞いていてもすごく実感をしているところでございます。毎回参加している方もいらっしゃいますし、では次ちょっと参加してみようかしらなんという人もいるかと思うんですけれども、毎回出席、参加している人なんかを見ていると、聞いた話ですけれども特定のグループができたりとかで独特な雰囲気ができているんだよねなんと言うのも聞いたことがあるんですね。どこまで本当か分からないですけれども、参加しやすい環境づくり、いわゆる初めて参加する人ですね、この人たちが楽しかったなと思ってもらふこと、それから次も来てみたいと思ってもらふことがすごく大切だと思うんですけれども、初めて参加する方に対して何か留意していることとかというのはございますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 特に共通して留意しているということはありませんけれども、誘う人ですかね、そういう人たちに、例えば同じ集落の知り合いから声をかけてもらったほうが参加し

やすいのであればそういった方法を取りますし、村の職員が声をかけたほうが参加しやすいということであれば村の職員から声をかけるとか、いろいろな方の状況によって誘い方は変えているというようなところがございます。これとってこういった方法で必ず誘っていますというそういうことはございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） 介護予防教室とかフレイル教室で今、指導者、教える人がいますけれども、人材確保も大切なんだけど、質の維持とか向上なんかも非常に大切だと思うんですね。事あるごとにいろいろアップデートなり新しい方法とかもあると思うんですけども、そういう研修とか、あとは研修受けた後の水平展開とかどのように行われていますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 議員のおっしゃられるとおりそういったこと大変大切でございます。毎回同じことをやっても飽きられてしまいますので、いろいろと職員も研修もそうですし、あるいは近隣市町村をはじめ全国の事例など、いろいろとこの時代ですのでホームページなども調べたりそういったことで情報収集をしながら、また職員同士でも情報共有、あるいはお互いに検討しながら進めているという状況でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） 最後の質問にさせていただくんですけども、普及とか啓蒙活動において、世代間を越えての啓発活動、こういうのが大切になってくると思うんです。例えばカリキュラム的、事業数的にどうかという問題はあるんですけども、子供たちもたまには少し参加していただいて一緒に高齢の方と運動してもらおうとか、子供たちがいるだけでやはり随分高齢者の方も喜ぶと思いますし、非常に家に帰ってからも子供たちがこんなことあったよということで、家の中での水平展開を期待できると思うんですけども、いかにお考えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 村内のまず事例から申し上げますと、上土沢集落ではその地域の茶の間に子供たちも一緒に参加して高齢者の方とレクリエーションしたりとか食事をしたりとかそういうことを実施しております。議員がおっしゃられるように、そういったことは高齢者にもいい形ですし、子供たちにとってもいいことになると思いますので、それが集落での仕掛けがいいのかあるいは学校ということになってくると、学校との調整も出てくるかと思っておりますので、そういった機会できるだけ増やしていけるように努めていきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第5、報告第10号 せきかわふるさとエネルギー株式会社の経営状況報告について

○議長（小澤 仁君） 日程第5、報告第10号 せきかわふるさとエネルギー株式会社の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第10号は、せきかわふるさとエネルギー株式会社の経営状況の報告についてであります。この会社は脱炭素事業の根幹を担うことを目的として、令和5年に設立されたものでございます。地方自治法243条第2項によりまして、資本金などの2分の1以上を出資している財団法人や株式会社などはその経営状況を議会に報告することとなっておりますので、会社から提出されました関係書類をもってご報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、平田さん。

○9番（平田 広君） この報告書を見ますと人件費が上がっていいんですけども、村の職員が結構そっちのほうに職員、パート行っているように思うんですけども、それらは今はあれだけでも、今後は上がってくることになるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほどのご質問でございますが、今現状は村の職員が職専免という形で業務に当たっており人件費は出てまいりません。今後人を雇用発生すると人件費がここに計上されてくるという格好になります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。そのほか質疑はありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。貸借対照表のところで剰余金マイナス19万8,000円計上されていますけれども、これ損失処理案なるものは添付されないんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） その他剰余金、繰越利益剰余金のところでございますが、決算では19万8,044円の赤字決算という格好になりますので、これまで行ってきた事業、かかった経費等々の差引きとして19万8,044円赤字という格好になります。

○議長（小澤 仁君） 鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 赤字が出たというんですけども、それに対する処理案なるものを添付されると思っていたんですけども、会社組織であるとそういった処理案、これはどういうふうに処理しましたというのが一つ添付されると思ったんですが、第三セクターとかそういったものはつけなくてもよかったですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） まだこの事業については売り上げがないという格好でございましたので、今後の事業の中でこの穴埋めはしていくという格好で処理案という部分には添付してございません。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今、事務経費等という話でしたけれども、詳しくはどういったものが19万の赤字の損失の内容になるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 19万8,000円の根拠の部分でございますが、まず損益計算書をご覧いただきたいと思います。税引前当期純損失ということで13万9,844円計上させていただいております。プラスして法人税の未払法人税ということで充当額5万8,400円が合わさって19万8,044円になっております。内訳でございますが、お隣のページ、水道光熱費、それから事務用の消耗品費、消耗品という格好で買わせていただいたもの、通信費、支払手数料という格好で計上させていただいておりました。完全にこれが一致するというものではございません。

根拠として何がかかっているというのは、差し引きの中でこの19万8,044円が出ているという状況でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。貸借対象表、資本金1,000万円なわけなんですけれども、これ関川村とそれからアドバンテック、この両者の出資によるものなんですけれども、このアドバンテックの部分は今後どのようにお考えでいらっしゃいますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほどのご質問にお答えします。アドバンテック社のほうの株式については一旦村が引き取りまして、県内の企業のほうにまた資本出資という格好で譲渡するという格好で今協議を進めさせていただいております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで報告を終わります。

日程第6、議案第44号 関川村税条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第6、議案第44号 関川村税条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第44号 関川村税条例の一部を改正する条例でございます。

これは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、村の条例を改正するものでございます。詳細につきまして住民税務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） それでは、議案第44号 関川村税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

附則9条の2、続きまして第44条の部分につきましては、参照する法律の改正に伴いまして、参照先が変わったということによる改正でございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議案となっております議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第45号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第7、議案第45号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第45号は、関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例でございます。具体的な内容につきましては、建設課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） それでは、議案第45号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

このたびの改正は、国が地方へ技術的助言として定める標準下水道条例において、責任技術者を営業所ごとに専属する者から選任する者に見直し、同一の都道府県の区域内における営業所において、兼務することを妨げないとする改正があったためです。

それでは新旧対照表1ページをご覧ください。以上のことから第6条第1項の中段、右側、改正前になりますが、責任技術者が専属する業者でなければならなかった規定を左側の改正後では、責任技術者を選任している業者に改正し、指定工事店となる要件の緩和をする内容となっております。その他18条第3項の改正は、令和元年に改正した際に、元年の年の文字が漏れていたため文字を加えるものです。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議案となっております議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第46号 関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第8、議案第46号 関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例を議

題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第46号は、関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例でございます。

具体的な内容については、建設課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） それでは、議案第46号 関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。このたびの改正は水道事業を所管する国の機関が厚生労働省から国土交通省に変更になったことに伴うものです。

新旧対照表をご覧ください。新旧対照表に記載した第5条及び第34条第2項及び第38条第1項第1号のとおり、それぞれ厚生労働省令から国土交通省令に変更となります。また、第44条第1項第6号でも厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へと変更となりました。第44条にある環境大臣につきましては、改正後は水質の管理に関する部分は環境省が所管するためということでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議案となっております議案第46号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第47号 関川村地域マイクログリッド設備構築工事請負契約の締結について

○議長（小澤 仁君） 日程第9、議案第47号 関川村地域マイクログリッド設備構築工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第47号は、関川村地域マイクログリッド設備構築工事請負契約の締結についてでございます。既に仮契約を締結しており、議会の議決をいただいて本契約を締結するものです。詳細については政策監に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 説明させていただきます。

契約の目的でございますが、脱炭工第1号 関川村地域マイクログリッド設備構築工事でございます。契約につきましてはさきにプロポーザルを行っておりまして、その提案・審査を経て随意契約するというものでございます。

契約金額は6億5,120万円。契約の相手方は株式会社イトラストさんでございまして、長岡市の業者さんでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 9番、平田です。1点お聞きします。事業費も6億5,000万という大事業ですけれども、プロポーザルに参加した業者はほかに何社くらいだったんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） プロポーザルに参加いただいた業者さんは2社でございました。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。今回採択されたイトラストさん、こちらの業者は何が決め手で選ばれたのか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 地域マイクログリッドの設計及び設備構築業務の事業者決定につきましては、まず審査のポイントといたしましては、プレゼンテーション審査の中で事業経験による円滑な事業の実施体制とか方針、こちらを見させていただいております。また、脱炭素選考地域の内容の把握、提案の適格性、実現性というところと、独自提案、村にとって有益な提案がなされているかという点、それから本村の状況をよく理解されているかという点についても審査をさせて

いただいております。また、村の経済、村の財政事情、村内経済への寄与というところについても審査項目を設定させていただいて、優位性がこの２者のコンソーシアムのほうがよりの確な事業が実施できるという格好で選定をさせていただいたところでございます。

また、イートラストさんにつきましては、既に県内他地域でマイクログリッド構築の業務に携わっているという実績もございました。

以上でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。そのほか質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第48号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第3号）

○議長（小澤 仁君） 日程第10、議案第48号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第48号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第3号）についてでございます。これは職員の人事異動に伴う職員給料の調整の他、脱炭素の推進費、子どもの居場所づくり、畜産振興などについて補正を行うものでございます。

詳細について政策監に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは、令和6年度関川村一般会計補正予算（第3号）でございます。第1条で歳入歳出予算の補正です。1億2,510万円を追加いたしまして、予算総額60億7,840万円とする。第2条地方債の補正がございます。12ページお願いいたします。

歳出からでございます。今回の補正でございますが、今ほど村長申し上げたとおり人事異動の職員替えあるいは承認などによる人件費の増減を計上してございます。議会費の職員給もその1つでございます。人事異動等に伴う補正は説明を省略させていただきます。それでは議会費は人件費のみでございます。2款総務費であります。13ページお願いいたします。7目地域振興費です。まず地域おこし協力隊の関係経費でございます。12の委託料でございますが1,105万3,000円です。協力隊につきましては、現在1人、観光振興担当として活動中でございます。去年から募集しておりますのが、七ヶ谷地区の活動支援でございます。そのほか今後新規といたしまして、渡邊邸の活性化で2人、女川ハム工場の継承事業で1人、合計で5人の予算が必要となります。当初予算では2人分しか盛っておりませんでしたので、不足分をこのたび補正させていただいたということでございます。

その下の委託料で33万円につきましては、事業継承のマッチングサイトというのがございます。その掲載料であります。このほか11節の保険料で25万円、13節の住宅の賃借料で99万円、協力隊の関係経費として計上してございます。

続きまして脱炭素事業の関係でございます。12節の委託料で実施設計委託料減額の2,700万円でございます。当初予算では17の施設を見込んでおりましたが、対象施設の見直しを行って6施設となったために減額を行ったものであります。工事請負費の8,400万円につきましては、当初予算で計上していたLED化の工事や空調設備の改修工事に関しまして、資材費や人件費などの高騰に対応するため増額するものであります。なお、令和7年度を含めた計画全体の見直しによって全体事業費は当初の計画内で納めるということにしております。出資金の490万円につきましては、先ほどの決算のところでもお話出しましたが、アドバンテックさんの出資分を一旦取りやめるということになりますので、その分を村が穴埋めするというための予算を一旦計上するというものであります。なお、歳入予算でその後の対応については、同じ金額を計上しているということでございます。

続いて15ページをお願いいたします。3款民生費社会福祉費です。補助金で価格高騰緊急支援給付金1,750万円。住民税非課税世帯に対し10万円を給付する事業でございます。令和5年にも行っておりますけれども、令和6年度新たに対象となった世帯への給付金でございます。10節と11節に事務費も計上してございます。

次のページで、2目の老人福祉総務費2節介護保険会計の繰出金で30万円でございます。その下が4目心身障害者福祉対策費でございますが、地域支援生活事業委託料185万円。これは村が福祉

事業者へ委託をしている事業ですけれども、これまでは非課税事業として取り扱ってまいりましたが、本来課税事業として消費税を納付すべきということが分かりました。よって、その分を過去の消費税相当分を委託料として支払って納付してもらうというための予算でございます。

17ページお願いいたします。2項の児童福祉費であります。委託料で子どもの居場所づくり支援モデル事業500万円、国のモデル事業として行います不登校などの子どもの居場所づくりの事業委託であります。国の補助が10分の10ということであります。それから児童手当システムの改修委託料93万5,000円。制度拡充に対応するためのシステム改修であります。

次のページ、4款衛生費1項保健衛生費です。22節に虫歯予防費として国庫支出金の精算返還金がございます。歯科検診の関係で4万3,000円です。その下は乳幼児健康診査費補助金16万円。県外の医療機関で受診した方への費用助成であります。

次のページで5款農林水産業費1項農業費です。畜産振興費で工事請負費で松平畜産団地堆肥舎屋根修繕工事増工ということで1,600万円です。工法の変更による増であります。2項の林業費です。補助金森林環境保全直接支援事業補助金36万3,000円。農林公社からの木材売払収益を上土沢集落へ支払うものであります。村と農林公社で契約しておりますが、実質は所有者は上土沢集落ということでこのような予算計上であります。

次のページにいきまして、7款土木費の3項河川費であります。修繕料で200万円です。それから9款教育費です。小学校費と中学校費それぞれ同額を計上してございますが、まず備品購入費であります。空気清浄機の購入ということで12万円ずつであります。保健室に設置するものであります。それから学校預り金振込手数料負担金5,000円ずつ計上しております。学校預り金につきましては、教材費あるいは給食費の保護者負担金を学校で預かっている通帳がございます。お金の流れといたしましては、保護者の通帳から銀行ごとに引き落としをします。その各銀行から学校の通帳に預り金を集めるという仕組みになってございますが、その銀行から学校の通帳に送金する際の振込手数料ですが、これまでは無料だったんですけれども、ゆうちょ銀行が有料になったということでその対応の予算措置でございます。

それから24ページお願いいたします。10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費であります。測量調査で250万円、国有林を借りている土地があります。その境界ぐいが令和4年8月の災害で被災したために、復元するというものであります。14節の工事請負費につきましては、久保の道路の崩壊復旧工事、石栗沢（沼）の埋塞復旧工事で合わせて600万円であります。

続いて9ページお願いいたします。

歳入であります。14款国庫支出金国庫補助金です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、住民税非課税世帯への給付金の関係です。10分の10の補助で1,757万1,000円。デジタル田園都市国家構想交付金30万円、介護保険会計への繰出金の財源であります。子どもの居場所づくり支援モデ

ル事業国庫補助金10分の10で500万円。子ども子育て支援事業費国庫補助金10分の10で93万5,000円、児童手当のシステムの改修の関係です。脱炭素先行地域づくり国庫補助金3,800万円、3分の2の補助率であります。医療施設運営費等国庫補助金7万円。これは2分の1ですが、当初予算に計上しておりました歯科検診事業の関係であります。それから学校保険特別対策事業費国庫補助金2分の1で7万8,000円、空気清浄機の購入の財源であります。一番下が消防団設備整備費国庫補助金マイナス200万円。当初予算に計上しておりました消防団のI P無線機の補助金ですが、事業が不採択となりました。よって、補助金を減額して起債事業に変更するということでございます。

次のページ15款県支出金2項県補助金であります。スクール・サポート・スタッフ配置事業66万6,000円。これも当初予算に計上しておったものであります。不登校対応で小学校ハートルーム配置事業の人件費分ということであります。16款財産収入です。立木の売払い収入、農林公社からの収入で36万2,000円。有価証券の売払い収入490万円。これは、せきかわふるさとエネルギーの株の譲渡の関係であります。

それから11ページです。19款繰越金は1,201万8,000円。21款は村債が4つございます。これについては8ページをお開き願います。8ページ第2表地方債補正でございます。総務管理債、脱炭素事業の関係で1,900万円のプラス。農業債は松平畜産団地の堆肥舎の屋根改修です。1,600万円のプラス。消防債は消防団のI P無線機の関係で620万円のプラス。災害復旧事業債が600万円増やすという予算でございます。

説明は以上であります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。13ページ、地域おこし協力隊の募集の関係で、セヶ谷については既にいると思ったんですけども、これはセヶ谷は入っていないですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問にお答えします。セヶ谷の協力隊につきましては、今年既に募集を行っておりますが、まだ決まってはおりません。今回の補正予算に上げさせていただいたものは、先ほど政策監の説明にもありましたが、新たに渡邊邸の活性化対策として2名、それから精肉加工の後継者ということで1名、計3名分となっております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 同じページで、せきかわふるさとエネルギー株式会社の490万円、先ほど説明がありました株を一旦買い戻しというんでしょうか、また、売り先等はもう既に決まっているん

でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 次の株式の譲渡先という格好になりますが、株式会社アドバンスさんをお願いをしたいと考えておりまして、確約をいただいているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 続きまして17ページ、子どもの居場所づくり支援モデル事業500万円、これ国からの10分の10の説明でしたが、具体的にこの500万の予算の使い方の説明をお願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） この500万円につきましては、委託事業ということで村内の団体に委託をするような形でございます。その居場所をつくるための人件費ですとかあるいは消耗品、資材関係などの経費にその委託費が充てられるということでございます。

○議長（小澤 仁君） 村内の団体を言わないと。言えないの。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 先ほどの村内の団体でございますが、まだ契約をしたわけではございませんので、予定という状況でございますが、ちょっと正式名あれですが、えちごせきかわ四季の暮らし協議会かと思いますが、お願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） えちごせきかわ四季の暮らし協議会ですが、実際にこういった数字出てきているんですけども、具体的にどういった内容なのかお教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 交付申請がまたこれからというところでございますが、大まかなところからしますと、四季の暮らしからまたさらにNPO法人、大坂のNPO法人に指導をお願いいたしますので、その人件費が一番大きいでしょうか。あとそのほか施設につきましても旧大島保育園を予定してございますけれども、そちらを使う上での先ほど申し上げましたように、消耗品ですとか資材ということで予定しているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） では具体的に大島保育園でその事業を展開していくということでほぼほぼ決まりということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 現在そういったことで調整を進めているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 21ページ、河川総務費修繕料200万円、これは災害での復旧ではなくて、新

たな何か修繕しなければならない部分が発生したとかということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問ですが、災害ではあったんですけれども、その後ある程度修繕というか復旧作業をしている中なんですけど、まだちょっと足りない部分、そういったところで災害復旧には該当しないというところで災害復旧費ではなくて総務費という形で計上させていただきました。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 具体的に場所は。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） 上川口の地内の集落センター脇ビクニ沢というのがあるんですけれども、県道とすぐ近くのところなんですけれども、そちらでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 9ページ、消防団設備費国庫補助金不採択ということでしたか、当初予算でI Pフォン、防災の目玉になっていたわけなんですけれども、なぜ不採択にされたかその理由は分かりますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 県を通じた国の補助でございますが、不採択の理由は明らかにされておられません。なお、県内では9つの自治体が手を挙げていまして、2つの自治体が採択されたという結果は承知しております。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 2番、加藤です。10ページなんですけれども、小学校のスクール・サポート・スタッフ配置事業県補助金ですが、これは何名分の補助ということになっておりますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 補助率についてでございますが3分の2でございます。

○議長（小澤 仁君） そういう質問じゃない。（「何人分」の声あり）

○教育課長（熊谷吉則君） 失礼しました。この1名分でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤さん。

○2番（加藤つや子君） 小学校の補助金ですが、スクールサポートは中学校にはなかったですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） このスクール・サポート・スタッフにつきましては、不登校対策のほうは小学校のほうで1名でございますが、もう一人いらっしゃいまして、そちらは小学校、中学校を兼務して1名は別にいらっしゃいます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。8番、菅原さん。

○8番（菅原 修君） 8番、菅原です。19ページの松平畜産団地の屋根の修繕なんですけど、これは内容的には詳しいこと教えてもらいたいんですが。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 当初、ウレタンフォームを屋根の上に葺きまして、その上にコーティングするという工法だったんですが、現地の詳細確認したところ、強度的にもたないということが分かりましたので、塗装だけでもつ、固まると人が上がっても大丈夫だという塗装に変更するために資材の変更ということでこの金額を追加させていただきました。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。その他質疑よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第48号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第49号 令和6年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（小澤 仁君） 日程第11、議案第49号 令和6年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第49号は、令和6年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）でございます。具体的な内容について、診療所事務長に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（須貝博子君） それでは議案第49号、関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,710万円とするものです。

歳出からご説明いたします。305ページをご覧ください。

1款1項1目施設管理費12節電子カルテ保守委託料1万円です。令和6年6月1日の診療報酬の改定により、新設された生活習慣病管理料の算定を支援するソフトのサポート料及び医師が使用する電子カルテのディスプレイを1台追加することに伴いまして、保守料を計上するものです。

続きまして、17節備品購入費9万円です。月齢の低い乳児の予防接種を安全に行うために、緊急用人工蘇生機と骨髄針を購入するものです。骨髄針は血管に点滴の針を刺せない場合に、内くるぶし付近などに骨髄針を刺しまして薬剤等を入れるために用いるものです。

次に、歳入です。304ページをご覧ください。

4款1項1目基金繰入金、今回の歳出増の財源としまして、基金繰入金を10万円増額でお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。305ページ、この救急用人工蘇生機、これ新生児用とあるんですが、成人でいうAEDみたいなものなんでしょうか。それともまた違うような機器なんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（須貝博子君） AEDとは違いまして、ゴム製ではないんですけれども手で圧迫しまして、空気を送ったり医療用の酸素ガスをつないで送るような装置になります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第50号 令和6年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小澤 仁君） 日程第12、議案第50号 令和6年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第50号は、令和6年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。具体的な内容につきまして、健康福祉課参事に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 私から説明をさせていただきます。令和6年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、総額をそれぞれ9億1,910万円とするものです。

405ページをご覧ください。歳出、1款3項1目認定審査会共同設置負担金でございます。村上市及び栗島浦村と共同設置してございます介護認定審査会のペーパーレス化のためのシステム導入に際し、当初国の交付金が全額、代表である村上市に支払われることとしておりましたが、関川村分の交付金は村で申請し村が受け取り、その後村上市へ支払うこととなりましたので、その分の30万円を追加するものでございます。

続いて404ページをご覧ください。歳入、7款1項2目その他繰入金でございます。歳出で説明させていただいたシステム導入に伴う交付金が一般会計に入りますので、その分の30万円を一般会計から繰り入れることで追加してございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議案となっております議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午後 3 時 4 7 分 休 憩

午後 3 時 4 8 分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

お諮りします。会議規則第 9 条第 2 項の規定により、本日の会議時間は審議終了まで延長したい
と思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、審議終了まで会議時間を延長します。

日程第 1 3、同意第 3 号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 1 4、同意第 4 号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 1 5、同意第 5 号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 1 6、同意第 6 号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 1 7、同意第 7 号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小澤 仁君） 日程第13から日程第17、同意 3 号から同意 7 号まで関川村農業委員会委員の
選任につき同意を求めることについて、以上 5 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 同意第 3 号から同意第 7 号は、農業委員会委員の選出に当たり、農業委員会
等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会に同意を求めるものでございます。

これは令和6年7月31日で現在の農業委員会の委員の任期が満了することに伴いまして、新たに農業委員を任命するため、同意を求めるものです。

同意第3号の伊藤かつえさんは、以前から農業に従事しており、農業に関する見識も有している方です。また、農産物のオンライン販売に取り組まれるなど農業に積極的に取り組まれていること、また、委員への女性参画の視点からも適任と判断し選任したものであります。

同意第4号の内山 誠さんは、集落の農家組合役員を務めており、地域の農業をリードする担い手として活躍されております。今後意欲のある担い手農家の意見を業務に反映していただけるものと考え、選任したものであります。

同意第5号の加藤善彦さんは、現在も農地利用適正化推進委員としてご尽力いただいております。地元地域からの信頼も厚いことから、今後も地域農業のためにご尽力いただけるものと考え、選任したものでございます。

同意第6号の須貝沢登さんは、中立委員としての立場で選任したいという考えであります。現在の農業委員会制度上、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないことになっております。この点、須貝さんは農業に従事していないこと、そして現在も農協職員として勤務されていることなどから、公平、公正な判断を行える人物であると判断し選任したものであります。

同意第7号の大島 聡さんは、現在関川村農業委員会長を務めておられます。ふだんは農業法人であります上野新農業センターで取締役を務めており、地域からも農業の担い手として信頼されております。これまでも女川地区の圃場整備事業などで地域のリーダーとしての役割を十分に発揮し、農地の集積集約化にご尽力をいただいております。農業委員に適任と判断し選任したものであります。

人事案件でありますので、全員一致でご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに同意第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議案となっております同意第3号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、同意第3号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。

したがって、同意第3号については同意することに決定しました。

次に、同意第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

ただいま議案となっております同意第4号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、同意第4号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。

したがって、同意第4号については同意することに決定しました。

次に、同意第5号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

ただいま議案となっております同意第5号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、同意第5号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより同意第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。

したがって、同意第5号については同意することに決定しました。

次に、同意第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議案となっております同意第6号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、同意第6号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより同意第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。

したがって、同意第6号については同意することに決定しました。

次に、同意第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議案となっております同意第7号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、同意第7号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより同意第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。

したがって、同意第7号については同意することに決定しました。

○議長(小澤 仁君) お諮りします。ただいま、村長から議案第51号 令和6年度一般会計補正予算(第4号)及び議案第52号 令和6年度関川村有温泉特別会計補正予算(第2号)が提出されました。

これらを日程に追加し、それぞれ追加日程第1及び追加日程第2として直ちに一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号及び議案第52号を日程に追加し、それぞれ追加日程第1及び追加日程第2として直ちに一括議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午後3時56分 休 憩

午後3時57分 再 開

追加日程第1、議案第51号 令和6年度一般会計補正予算(第4号)

追加日程第2、議案第52号 令和6年度関川村有温泉特別会計補正予算(第2号)

○議長(小澤 仁君) 追加日程第1、議案第51号 令和6年度一般会計補正予算(第4号)及び議案第52号 令和6年度関川村有温泉特別会計補正予算(第2号)を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 追加で提案いたしました議案第51号、第52号は、令和6年度関川村一般会計補正予算(第4号)並びに令和6年度関川村有温泉特別会計補正予算(第2号)でございます。これらは、村有温泉の揚湯ポンプの故障に伴うその対応での予算措置でございます。

詳細につきまして、政策監に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは、説明させていただきます。

初めに、議案第52号から説明をさせていただきます。

予算総額に4,000万円を追加いたしまして、予算総額1,380万円とするというものでございます。

初めに705ページ、一番最後のページですが、ご覧いただきたいと思います。

揚湯ポンプの交換工事として100万円を計上してございます。これは村有温泉の揚湯ポンプ5月28日に異常が判明いたしまして、その後取替えが必要だと判断されたものでございます。この100万円は悪くなったポンプを引き上げまして、その交換であります。引き上げたポンプは損傷が激しく廃棄となるということになります。

それから、その上のほうですけれども、備品購入として300万円計上してございます。これは予備のポンプを準備しておくための予算であります。その前のページ704ページがその財源でございまして、一般会計からの繰入金をお願いするというものであります。

続いて議案第51号でございます。一般会計補正予算（第4号）、400万円を追加し予算総額60億8,240万円とするというものでございます。

9ページ、一番最後のページをご覧いただきたいと思います。繰出金、村有温泉会計への繰出し金で400万円です。その前のページがその財源でございまして、前年度繰越金を充てるという予算編成をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○議長（小澤 仁君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑は、議案第51号と議案第52号を一括して行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議案となっております議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

ただいま議案となっています議案第52号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長(小澤 仁君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。大変お疲れさまでした。

午後4時01分 散 会